

令和元年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和元年12月3日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 6号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	報 告 （一 括）
第 5	議案第 64号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	
第 6	議案第 58号	訴えの提起について	生活環境付託
第 7	議案第 66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	
第 8	議案第 67号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	生活環境付託
第 9	議案第 59号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
第10	議案第 60号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について	総務文教付託 （一 括）
第11	議案第 61号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第12	議案第 65号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	総務文教付託
第13	議案第 62号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第14	議案第 63号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第15	議案第 68号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	総務文教付託 生活環境付託 （一 括）
第16	議案第 69号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第17	議案第 70号	令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第18	議案第 71号	大竹市印鑑条例の一部改正について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（15人）

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日城究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	吉岡和範	
市民生活部	長	三原尚美	
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原学	
建設部	長	山本茂広	
上下水道局	長	高津浩二	
消防	長	橋村哲也	
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠	
企画財政課	長	三上健	
産業振興課長併任農業委員会事務局長		小田健治	
環境整備課	長	西村敏信	
保健医療課	長	松重幸恵	
監理課	長	中曾一夫	
土木課	長	古賀正則	
都市計画課	長	山田浩史	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
上下水道局工務課	長	中司和彦	
総務学事課	長	真鍋和聰	
生涯学習課	長	柿本剛	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	田中宏幸
議事係	長	加藤豪

会期決定について

令和元年12月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。	
令和元年12月3日提出	大竹市議会議長 細川 雅子
自 令和元年12月3日	15日間
至 令和元年12月17日	

会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 3	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
4	水	(予備日)		
5	木	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
6	金		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
7	土			
8	日			
9	月		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	本会議		・決算特別委員長報告(表決) ・一般議案委員長報告(表決) ・閉会

令和元年12月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

1

9番 西村 一 啓 議員

質問方式：一括

第五次大竹市総合計画に基づく住んでみたいまちづくりについてお尋ねいたします。

安全で安心して暮らせるまちづくりと住んでよかったまちづくりは、誰もが望むところですが、本市には歴史的な文化財や史跡等もあります。これらを生かしたまちづくりの考えや計画をお尋ねいたします。

①歴史、文化、伝統についての取り組み方法の考え

②史跡等の案内・表示についての考え

③本市の観光資源に利用する考え

2

16番 山本 孝三 議員

質問方式：一括

教員変形労働時間制について

国会で審議されているこのことについて、教育委員会また市長の見解、ご意見を伺います。また、教員給与特別措置法についても併せて伺います。

公立、公的病院の再編、統合について

すでにこのことについては、広島西医療センターも対象にされていることが公表されています。

地域医療を守るためにも存続にむけた取り組みが求められます。大竹市としての取り組みについて伺います。

3

7番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成制度について

少子高齢化社会を迎える中、今年は例年よりも早くインフルエンザ流行時期に入り大流行が懸念されております。現在、大竹市では、65歳以上の市民、または60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1級程度の内部障害がある市民は、自己負担1,500円で予防接種が受けられます。自由診療なので医療機関によって異なりますが、通常1回当たり料金が4,000円以上必要で、子育て世帯にとっては大きな負担になっています。また、流行が進むと学級閉鎖などによる教育現場にも影響が及ぶため、中学生以下の子供に予防接種助成制度を導入すべきと思いますが、見解を伺います。

大竹中学校プール更新について

平成30年6月定例会において採択された、大竹中学校既存プール施設の撤去及び「生命尊厳の碑(仮称)」の設置を求める陳情の審査において、平成17年度以来使用されていないプールの撤去は、財源の確保のために事業計画が必要となることから、今後の検討課題とし、教育委員会としても水泳の重要性や必要性は十分認識しているとの見解が示されましたが、その後プールの撤去・建てかえ等に向けてどの様に検討されています

か。進捗状況について伺います。

4

4番 小 中 真樹雄 議員

質問方式：一括

小学校5、6年生の外国語教科化への対応について

新学習指導要領の実施される2020年4月から小学校5、6年生に外国語が正式な教科として導入されます。雑誌「世界」（岩波書店）2019年11月号において寺沢拓敬・関西学院大学社会学部准教授が十分な制度設計がなされないままの拙速な小学校での英語教科化の問題点を提起しています。

早期教育に効果があるのか、グローバル化に対応できるのかに疑問があるにもかかわらず、現政権が文科省や中央教育審議会の消極的意向を考慮せず、閣議決定したため、新学習指導要領に小学校での外国語の教科化を盛り込まざるを得なかったと政策決定過程を説明しています。

教科にあたっての問題点として、担当教員の増員など新たな財政措置を講ずることなく教科化が実施されると、現場が混乱をきたし、早期教育の実効性は損なわれます。

そこで、市として小学校での外国語の教科化に対しどのように取り組むつもりなのかをお聞きます。教科化の実施にあたり、外国語教員の配置はあるのでしょうか。それとも、学級担任に外国語の指導もゆだねるのでしょうか。5、6年生の担任ともなれば、過重な職務をかかえ、さらに外国語の指導もとなると5、6年生の担任を避けたいと思う人がふえてくるのではないのでしょうか。

そういう意向調査は行っているのでしょうか。

そのほか、市として何か独自の取り組みはあるのでしょうか、あればお答えください。外国語の教科化に際しては、担当教員の配置がぜひ必要と考えます。なんとか配置できるような財政措置ができないか伺います。

5

13番 山 崎 年 一 議員

質問方式：一問一答

広島西医療センターを「再編・統合の議論が必要」とした病院名公表について

厚生労働省は9月26日、診療実績が乏しい、類似の施設が近接しているなどの理由で、全国の424の病院名を公表しました。本市では、広島西医療センターが該当しており住民に不安が広がっています。本市の受け止めと今後の取り組みなどを伺います。

6

2番 藤 川 和 弘 議員

質問方式：一括

素通りのまちから立ち寄るまちに

広島・宮島から岩国または、岩国から広島・宮島に移動する旅行者は平成29年度岩国市観光客動態調査では、約150万人のうち多くの方が移動手段として、乗用車・2輪車で大竹市を通過していることがわかります。少しでも大竹市に立ち寄ってもらうためにどのような取り組みをしているのか、また、これからどのような取り組みをしていくのか伺います。

7

14番 日 域 究 議員

質問方式：一括

栗谷町谷和地区から出されたソーラー発電所反対の陳情の扱いについて

- ①大竹市には林地開発の許可権はなく森林法には縛られない。したがって大竹市民の命と財産を守るという市政の原点に立って、この陳情に対応できる立場であるが、いかがか。
- ②廿日市市大野嵐谷では許可権者から意見を求められて「なし」と回答。今の悲惨な状況を見た感想を。
- ③栗谷町谷和地区の地元は大反対であり、同意があった廿日市市大野嵐谷よりも条件が厳しい。稼働がおくれたら認定を失効させるとの報道もあり、ここでも未完成のまま開発が放置される懸念はないか。
- ④廿日市市大野嵐谷は計画外の物が持ち込まれた。チェックの為に立ち入りを要請する意思はないか。

8

3番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一括

障害のあるお子さんの可能性を広げる、療育を選択できるまちづくり

- 本市において放課後等デイサービスは不足していると考えがどうか。
- 障害のあるお子さん、そして親御さんにとっては、安心・安全が必要である。
- 安心とは、療育などの専門的なサービスを提供することができ、なおかつ、利用者に寄り添ってくれる事業所があるか。
- そして、安全とは、送迎に際してのリスクを最小限にとどめることのできる場所にそれはあるか。
- さらに、十分な環境が整っていないことで、わずかでも他市に人口が流出する可能性が危惧される。
- これらの観点から、本市における放課後等デイサービスの現状についての考えを聞かせていただきたい。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） ここで、さきの台風19号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。

○議会事務局長（田中宏幸） 黙禱。

〔黙禱〕

○議会事務局長（田中宏幸） 黙禱を終わります。御着席ください。

○議長（細川雅子） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程、一般質問通告表、会期決定、諸般の報告を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、専決処分報告についてを初め、訴えの提起について、条例の制定・整理及び一部改正について、規約の変更について、指定管理者の指定について、令和元年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて15案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためをお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも、登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

9番、西村一啓議員。

〔9番 西村一啓議員 登壇〕

○9番（西村一啓） 皆さん、おはようございます。発言の機会をいただきまして、感謝しております。私は、このたびの第五次大竹市総合計画に基づく、住んでみたいまちづくりについての第五次総合計画の中での後期基本計画の第5章、心にゆとりを感じるまちについてお尋ねしたいと思えます。

改めまして、心にゆとりを感じるまち、その中で特に本市の歴史的・文化的史跡等の活用の面からみた取り組み方法についてのお考えを、まずお尋ねしたいと思えます。

現在、市民が暮らしている大竹市内には幾つもの歴史的な史跡や文化財が点在しています。本市の歴史、史跡、伝統文化等の活用、保存、展示等、あわせて町のPRや、また他市との連携についての計画や取り組みも、私はこれら史跡や文化財を展示している、見せる場所の設定等、以前にも一度関連の質問をさせていただきました。

今回は、これからの大竹市にとって、さきに示されました第五次総合計画の中で取り上げられています、市内の伝統文化、歴史、史跡等について、町なかの住民はもちろん、市外からの人々を呼び込む観光用としての活用方法についても、本市では今後どのようなお考えで取り組むのか。計画があるのか。さらには既存の施設や設備についての活用方法についてもお尋ねしたいと思えます。

まず、明治維新後150年の月日が経過しております。薄れ行く記憶の中、最近では歴史ブームで隣の山口県では、四境の役にかかわる明治維新について、県を挙げて取り組んで



います。観光地として、歴史的な、萩市や山口市、下関市、柳井市、岩国市等は戊辰戦争にも深くかかわった関係で、観光客の訪問が多くなったと聞き及んでおります。

我がふるさと大竹市も、今日の明治維新後の日本の発展の歴史に幾らか寄与した点も幾つか見受けられます。こうした史跡や文化財について、市民はもとより、他市からの訪問客に見せる観光についての現地での案内表示や説明板の設置等、あるいはまた予算面もあるとは思いますが、少ない予算で作成して見せる観光ができるのならば、自然と来場者もふえ、市内の中小事業者の商売にもつながるものと考えられます。

また、文化的、歴史的な資料等を集めた展示場の設置はどの町にもつくられていますが、本市にはありません。ましてや歴史文化について詳しい学芸員も必要ではないでしょうか。

過去の経緯もあるかと思えます。隣の町には蜂ヶ峰総合公園に歴史資料館が設置され、学芸員も駐在していると聞いております。費用的にも大変で来訪者が来なければ無駄かもしれません。

しかしながら、歴史的な史実は将来に町の誕生と経緯と歴史についても説明できるものとして必要ではないでしょうか。特に本市には、西国街道を初め、その中にあります鳴川の石畳から一里塚跡、鉾の峠や、玖波の町にあります旧道の上の馬ためしの峠、角屋釣井の井戸や、卯建のあるすばらしい古くからの町並みも残っております。苦の坂を通じて、木野の渡し場には西国街道最後、芸州と長州の国境であります渡し場もあります。特に小方亀居城址については1,600年代、関ヶ原の合戦後、徳川の世になり、その功績のあった武将の1人、福島正則公が広島城の主となって防長の守りと監視する役目で小方に亀居城を築いたいわれがあります。

歴史的に重要な拠点でもある大竹市の自慢でもあり、誇りでもあります。この400年以上前に築城され、歴史的な城跡を、本市の観光の目玉として活用すれば、地域住民の要望でもあります小方駅の設置問題にも一役買える、歴史的・文化的施設として活用ができるのではないでしょう。さらには、苦の坂を越えて、木野の渡し場まで古来の道も、活用するには十分な歴史的文化的財とも見受けられます。

これらを取り込んで、大竹市の歴史的な西国街道、こういうマップを教育委員会で作成し、市の産業振興課で商業的な面を取り入れた考えでまちづくりに取り組んでいけばいかがでしょうか。また、民間団体等との連携で民間の活用など、幅広く歴史文化の継承、保存活用に利用すれば、民間と行政とが一体になって、まちおこしにもつながるものと考えられます。

これらを他の課も含めて、庁内でも取り組み方を連携しながら考えていくことをお伺いいたしまして、檀上での質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の歴史的な文化財、史跡などを活用した取り組みへの考え方についてでございます。

教育委員会における考え方としましては、本市にある文化財を保存し、かつ、その活用

を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とした大竹市文化財保護条例を初め、住みたい、住んでよかったと感じるまちをまちづくりをテーマとした第五次大竹市総合計画をもとに、毎年度作成する教育委員会の事業方針に基づき、歴史、伝統文化に関する取り組みを行っているところでございます。

この事業方針は、基本目標を総合計画と同じく、笑顔・元気、かがやく大竹、大竹を愛する人づくり、心にゆとりと豊かさを感じるまちづくりの実現とし、その目標の実現のために芸術文化に親しみ、大竹らしさを育み、継承していく人づくりを取り組みの柱の一つとして位置づけており、歴史、伝統文化の保存・継承・活用のため、関係団体などと連携することや、和紙文化の保存・継承などの施策に取り組むこととしております。

今年度につきましては、大竹市歴史研究会と共催で歴史講演会や西国街道ウォークなどを開催するとともに、大竹市文化協会と連携した大竹市文化祭、芸能の祭典、書き初め大会の開催、また、和紙文化の保存・継承のため、おおたけ手すき和紙保存会による、手すき和紙の里の管理運営や各種イベントなどの事業を実施しているところでございます。

また、小学生を対象にした公民館講座などでは、和紙づくり体験や亀居城址の石垣の刻印の拓本体験といった体験学習を通じて、地域ゆかりの歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子供たちが本市の歴史や伝統文化への関心を高めることで、大竹を愛する人づくり、郷土愛の醸成につながる取り組みを行っております。

このような本市の歴史や伝統文化の保存・継承のための取り組みの一つとして、文化的、歴史的な資料を集めた博物館や資料館を建設してはどうかとの御提案もかねてよりいただいているところでございます。

現在、大竹市公共施設等総合管理計画の目標として定めた、公共施設の総延べ床面積を30年間で20%縮減に向けて、教育委員会を含め、市を挙げて取り組んでいるという状況にあり、今後の社会教育施設等の再編などについて課題がある中では、新たに博物館や資料館を設置することは優先順位としては低いと考えております。

しかしながら、本市の歴史や伝統文化について、市民の皆様あるいは市外から本市を訪れた方に対し、周知し、認識していただくことは大切な取り組みでございます。現状では、歴史や伝統文化に関する資料を保存・展示している郷土資料室が図書館2階にございますが、見せる施設として十分な環境にあるとは言いがたい状況でございます。本市を訪れた方に身近に見ていただけるように、例えば、JR大竹駅の整備に合わせて、歴史や伝統文化について情報発信できるかどうか、現在、関係課と協議、検討をしているところでございます。

なお、学芸員などの専門職員の設置につきましては、業務量などを勘案しますと、現在のところ設置する状況にないと考えております。

次に、2点目の史跡等の説明表示の整備などについてでございます。

市内には、市の重要文化財の史跡などにおいて、案内看板や説明看板を設置しておりますが、説明文が見にくい状態となっているものや、支柱がさびているもの、また内容が更新されていないものもございます。このような状況を少しでも改善しようと、昨年度に明治維新150年事業の一環として、西国街道の説明看板の更新などを行いました。

また、今年度は大竹市歴史研究会の御協力をいただき、玖波地区の西国街道の一部に案内看板を設置するとともに、ボランティアで清掃活動を行っていただいております。

教育委員会としましては、今後とも大竹市歴史研究会の御協力をいただきながら、計画的な看板の設置及び更新や新たなリーフレットの作成などを行い、本市の歴史や伝統文化のPRに努めてまいりたいと考えています。

最後に、3点目の本市の観光活用への利用についてでございます。

観光の視点からの歴史や伝統文化などの活用については、本市には亀居城址、西国街道、おおたけ手すき和紙の里など、観光資源としてのポテンシャルの高い史跡や歴史、伝統文化をPRできる場所や施設がございます。先般、開催いたしました西国街道ウォークにおきましても、市外から多くの方が参加されております。

また、昨年度に改修しました、おおたけ手すき和紙の里の今年度上半期の来所者数は、過去5年間のうち最も多かった平成29年度の年間来所者数の1.5倍にもなっております。北海道や東京などの遠方からもインターネット上の情報をごらんになり、興味を持たれた方が来所されております。

今後とも関係課や関係団体と連携しながら、本市の歴史、伝統文化などの魅力を市内外にしっかりと発信してまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。今言われるように、いろいろ気づいた点、また過去に取り組んできたことがあります。

最近では特に歴史ブームといいまして、全国いろいろなところがあります。国の国宝のお城にしても5城になってまいりましたが、そういうものの中で、特に亀居城ということについて改めて御質問をいたします。

亀居城云々でなしにですね、せっかく約400年前からあるこの大竹市の財産、亀居城址をもっと見せる状況はできないか。今さら城をつくれというわけにはまいらんとおもうのですが、ただ見せるのは石垣を見せれば十分お城の形は想像できます。ましてや現在、桜が植えられておりますが、その桜も雑木に紛れ、本当に以前のお城山のような雰囲気ではありません。

それから、西国街道の一部であります苦の坂、これも本来であればウォークするには非常にきつい坂ではありますが、歴史的にはあそこに西国の大名、最近といいますか、明治の初めまではですね、国道2号線の役目を果たしたわけでございますので、そういうものをもっと活用すれば、大竹市にとっては整備費用はかかります。しかしながら、通行料を取るわけでもなく、またそこを歩くことによって市内外から訪問に来られる、見学に来られる人のために、実は木野地区には小学校跡地の駐車場があります。しかしながら、亀居城周辺の駐車場は十分とは言えません。ましてや玖波3丁目にあります、あの珍しい石畳、123個の石で22メートルの石畳の街道、これをもっと見せるものに活用する方法があれば、またお尋ねしたいと思います。

○議長（細川雅子） 教育長。

○**教育長（小西啓二）** ありがとうございます。大竹市の文化、そして歴史、子供たちもしっかりと今学んでいます。やはり子供たちには、このすばらしい文化・歴史については教育委員会としましても、しっかりとそのあたり環境を少しでも整え、学ばせていきたいと思っております。

先般ですね、子供たちの近郊サッカー大会が晴海公園のほうでございました。ちょうど行く機会がございまして、晴海から遠く亀居城公園をのぞくと、公園のシンボルである石垣が見えました。ただ、時期的にも今冬ということですから、きっとこれは今だから見える石垣かもしれません。夏場は鬱蒼としておりますので見えないかもしれませんが、私はその石垣を眺めながら、子供たちがボールを追いかけてサッカーを存分にプレイできているのも、やはりこれはこれまでの大竹の歴史がつくり上げてきた、先人がつくってきた、生きてきたつながりのあかしだと思わせていただきました。そういう意味では、確実にですね、人と人がつながって時代を越えているんだなと考えさせていただきました。

これから子供たちが生きていく、ソサエティ5.0の時代。これはですね、変化の激しい不透明な時代だと言われております。だからこそ、やはりつながり、より大切にしなければならぬと考えております。

西村議員さんが言われる、やはり歴史・文化。これも人と人とのつながりでございます。そういう意味で実現というあたりでは、なかなかハードルは高いかもしれませんが、これからしっかり将来の子供たちのこと、つながりを考えながら取り組みのほうを進めてまいりたいと考えております。しっかりと大竹市の歴史、伝統、文化の魅力を次の時代、子供たちの世代に伝承、発信していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○**議長（細川雅子）** 西村議員。

○**9番（西村一啓）** ありがとうございます。

もう一つお尋ねをしたいと思うんですが、今まで述べられた基本方針に基づくお考え、あるいはまた取り組み方を言われました。現状では、郷土の歴史、伝統文化の継承に関する関心を持つ人もふえております。また、市内の民間の研究団体等によって文化財や郷土の歴史を学ぶ機会とする会も提供されております。

しかしながら、実現に向けての課題、これが先ほど申し上げました第五次大竹市総合計画の中で抽象的にはあります。当然、数字や期間は言われませんが、そういう中でですね、今後地域においてもどこでも同じ問題。これは高齢化と少子化の問題であります。自然に進む、そうした中で特に歴史、伝統、文化等を伝える人が減少しているのは事実でございます。そうした人が少なくなるのを知っていれば、当然、少しでも早くそういう歴史に関する資料、あるいはそういういろんな文書等の確保、そういうものを大竹市としては考えなくてはいけないのではないのでしょうか。特に、地域の伝統、文化、歴史等について詳しいひとの口述、そういう資料等を集め、これを総合市民会館においても展示し、見せる場は、立派な会館がなくてもできるのではないかと思います。ましてや戦後、昭和21年から大竹港、現在の、東栄地区にありますあこがれみなどには、全国の東南アジアのほうに戦争に赴かれた方が引き揚げてまいりました。その数は約40万人とも言われますが、そうし

た中の思いである、あのあこがれみなどにも、昭和24年ですか、私定かではありませんが、オーストラリア兵によるカラーフィルム記録が残っております。これもやはりレブリカにして、市民にもっと見せる。先ほど教育長が言われました、大竹駅の改築に伴い、大竹駅に大型スクリーンでも置いて、大竹市内が一望できるような歴史、文化の展示ができる。これは費用がかかるかもわかりませんが、町にとっては大きな観光資源であります。産業振興課がいろいろ市内の業者と連携してまちづくりに取り組んでおりますが、何せ観光の中で歴史が重んじられる町こそ、必ずや人が集まります。先ほど申しました萩市にしても山口市にしても、いろいろなものがあります。周辺では廿日市市宮島、広島市も含めてですが、そのはざまにある大竹市は、もっと現在残っている文化財を活用したまちづくりも1つの住みよいまちづくり、あるいはまた文化、そういう伝統に継承されとる住んでみたいまちづくりの1つの望みではないかと思えます。

そうした人のためにも、住みよいまちづくり、そして先ほど申しました、手すき和紙。全国でも岐阜県的美濃和紙と、それから高知県にあります土佐和紙と大竹市等がもうほとんど全国残ってない和紙づくりの産地であります。そうした文化的なものを、このたびは予算をかけて直しました。あそこも御承知のとおり、駐車場もかなり狭いといえますか十分ではありません。そうした環境整備も含めた、これからの本当のまちづくり。これが私は第五次大竹市総合計画にあるまちづくりの一環ではないかと思えます。わずかな中の1つをかいつままでの質問ではございますが、そうしたことについての取り組み方、そして年間の予算の捉え方、また展示場の、あるいは展示等の施設づくり、資料収集と公開等、改めてもう一度御質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(細川雅子) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(柿本 剛) 大竹市の歴史や伝統文化を市民の皆様にお伝えすること、市内外に広くPRすることは、教育委員会としましても大切なことであると認識しております。

先ほど、教育長の答弁にもございましたように、具体的には、JR大竹駅の一角が活用できないか。あるいは各種案内看板の修繕、設置。あるいはパンフレットの作成、そういったことについてですね、今後検討していきたいと考えています。

また、現在、総合市民会館の入り口付近に電子看板を置いております。歴史研究会の皆さんがですね、市の文化財や歴史を紹介する映像を常時放送するといった取り組みもなされているところでございます。

教育委員会としましても、生涯学習の推進という役割を果たす中で、必要に応じて関係各課と協議しながら、大竹市の文化財の保存、活用、PRなどについて進めていければと考えております。いろいろと御提案をいただきました。今後、取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(細川雅子) 西村議員。

○9番(西村一啓) 課長さんの答弁いただきまして、取り組み方、そして、各担当部署とこうしたものを考える1つの連携の会議とか、そういうものもこれから考えていただきたい

いと思います。

多々質問をさせていただきましたが、本市の取り組むべき計画や方法についての御答弁をいただきました。未来ある子供たちに伝え、残していくべき町の歴史、文化、伝統など、ふるさとを誇りに思う子育てに活用すること。これが将来の大竹市を担う子供たちへの我々市民、大人としての責務ではないかと思えます。大竹市の発展に向けた政策をより大切に考え、執行部の職員が一体となって、住んでみたい、住みたい大竹市を目指して取り組んでいってもらいたいことを切に要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） くろがねを代表しまして、事前に通告をいたしております質問の順序に従ってお伺いいたしますので、御答弁よろしくお願いたします。

通告の基本的な項目については、皆さんの手元に配付されておる質問事項でございますが、その後、執行部との間でのヒアリングを行わせていただきました。その際、関連する諸問題についても付随する事項でありますので、このことについてこの場で質問をさせていただきますので答弁漏れがないようによろしくお願いたします。

それでは質問事項に入りますが、今、臨時国会では教員に対する変形労働時間制という法制化が審議されております。既に衆議院の文部科学委員会では、自民党、公明党の多数の賛成で委員会の可決がされましたが、今は参議院文部科学委員会で審議がされておる状況です。

既にこのことについては市長も教育長も御存じだと思うんですが、この法律が国会の状況から見るとですね、成立の運びになるということに可能性としては大いにあるわけですが、関係機関等からのこのことに関しての事前の意見の聴取とか、あるいは準備を進める上での指示ということがあったのでしょうか。あったなら教育委員会としても市長のほうでも、この問題については一定のお考えをお持ちだと思うのですが、その辺のことをまずお聞かせ願いたいと思うんです。

それで端的に1つここで伺っておきたいのが、教育委員会のほうでは日本教育新聞を購読されておりますか。それでこの日本教育新聞社が全国の教育委員会に対するアンケート調査をやったそうですね。このアンケート調査に大竹市がもし対応されているとしたらですね、どういうアンケートへの回答なりをなされたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから関連して次の問題なんですが、いつかの機会に私は一般質問でも教職員の労働実態、極めて長時間労働で体を壊す、一人一人の教員に対する目がなかなか届かないということで、いじめとか、またそのことに伴っての自殺とか不幸な事件が相次ぎました。こうしたことを解決するには、教職員の過重な勤務を軽減して、一人一人の子供たちに目の届く、そういう教育現場にすべきだと。そのためにも大竹市として人事権はないにしても、できるだけ手を差し伸べるべきだということを申し上げてまいりました。

それで今、教員の勤務時間、労働時間の実態はどうなっておりますか。具体的な把握を

されておると思うのですが、もし把握をされていないとすれば、これは大変な問題だと思うんですね。だからそのところをまず明らかにしてもらいたいと思うんです。

その中であわせてお伺いするんですが、有給休暇というのがありますね。どこの職場でも、企業、教員にしても。この教員の有給休暇の利用状況はどういう状況になっております。

それからこれに関連して、さきの議会でも質問させていただきましたが、教員給与特別措置法、一律に4%の給与の割り増しをするということのもとの長時間労働、過重な勤務時間、これが蔓延しておると指摘をされとるわけですが、今回の教員変形労働時間制の法制化にあわせて、この教員給与特別措置法なるものは基本的にどういう扱いになったのでしょうか。また、この教員給与特別措置法そのものが、今触れましたように教職員の勤務実態を過酷なものにして長時間労働を余儀なくするものになっている、という指摘があるわけですが、どうお考えなのか。教育委員会あるいは市長のコメントがあれば説明なり見解なり、お願いしたいと思います。

それから関連して、学童保育についてもさきの議会で私なりの意見を述べましたが、この学童保育も今回の教員の問題とあわせて、教育にかかわる重要な分野であるわけですから、あわせてお伺いするわけですが、これまでの学童保育については1クラスに2人の職員を配置して教育の一環としての学童保育を進めるということになっておりましたが、これが1人でもいいんだというふうなことに変わると、こういう話が出たときに私は、そうではなくて現状を維持して市としても行き届いた教育の一環としての対応ができるようにすべきだということを申し上げました。その際に教育委員会のほうでは、後退をしないように現状維持を崩さないという答弁をさせていただいたように私は記憶しているのですが、そういうことからすれば、この学童保育についても改めて教育委員会の今の実態、これからどうなるかということも含めた御見解なり取り組みについてお伺いいたします。

それから最後の問題ですが、教育行政にかかわって、臨時・非常勤職員の数がですね、70名を超えるという、これは大変な問題だと思うんですね。当然、経験を持ち、能力もあり、そうした人を配置するのが基本だと思うのですが、現在の大竹市の臨時・非常勤職員の配置数は社会教育を含めて、教育分野が最多なんです。70名を超えるという実態、これは大きな問題ではありませんか。

そこで、この臨時・非常勤として教育各分野に配置されている職場ですね。どういうところに何人おられるのか。それでもう一つ大事なのは、大竹市が市長の裁量権、教育委員会の教育充実のために市として負担しなければならぬけれども、財政の困難な状況にもかかわらず、この分野に大竹市として独自に財源措置をとっておることがあれば、そのことも含めてお聞かせ願いたいと思います。

登壇をしての教育に関する質問は以上ですが、答弁よろしく申し上げます。

次の問題ですが、広島西医療センターが全国424の公立・公的病院の統廃合の対象に含まれて、せんだって岡山市内で意見交換会があったようですが、私はこの広島西医療センターの生い立ちから今日まで、医療機関としてどれだけ地域の皆さんの命と健康を守るために大きな役割を果たしたか。

そのことを踏まえて、ぜひとも統廃合ではなくて、さらなる維持充実を図るために、大竹市としては関係自治体と連携して取り組んでほしいという立場でお伺いするんですが、市長も御承知だと思うのですが、歴史的に今日までの経過を見ればですね、昭和20年11月に、これはもう70年以上前の話なんですが、呉海軍病院が大竹潜水学校跡に移転をして、保護院大竹病院となったと。その年の12月、厚生省国立大竹病院として発足したと。昭和33年2月に国立大竹病院200床を維持しながら現在の420床に充実してきたと。平成17年7月、これまで国立大竹病院でありましたが、国の統廃合のその時期にも対象になって、国立療養所原病院というのがありましたが、そこから障害者の医療を受け持って、その他については西条の国立病院に移るということが国のほうから示されました。当時、厚生大臣であった灘尾代議士のところに私も陳情に先輩議員とともに伺いまして、大竹市民としても、また行政としても議会としても、切なる願いを訴えまして、それで統廃合ではなくて独立行政法人として残すということになったんです。それから今日まで、広島西医療センターは当時の合併前の廿日市市、宮島町、大野町、大竹市、和木町、美和町、こういった関係市町村と連携しながら支えてきた歴史がございます。

今、この国立病院で診療されている診療科目というのは相当数ありますよね。残念ながら、産婦人科はなくなりましたが。ですから、製造業に従事する方に対する労働災害や、今では岩国基地強化による米軍機の事故も心配されておりますけれども、こういう災害要素を持つ大竹市が、広島西医療センターを統廃合されてなくなるというようなことを許してはならないと思うんですね。私はぜひ、そういった立場から広島西医療センターの維持存続、充実のために、市長を初め、議会を挙げて取り組むべき課題だと考えております。

それで先ほど触れましたような関係地域との連携で、現在、広島西医療センターの地域医療支援病院運営委員会というのが設置されております。ここには佐伯地区医師会、西部保健所、厚生連広島総合病院、医療法人大野浦病院、廿日市市福祉保健部、佐伯歯科医師会廿日市市支部、廿日市市薬剤師会、廿日市市消防本部、こういった関係各組織も参加して、広島西医療センターの維持、さらなる充実のための協力を歴史的にもしてきておるし、現在もそういった立場での取り組みをしておるわけですから、ぜひ大竹市がその中心になって、市長を初め、議会ともども統廃合にならないように、広島西医療センターの維持充実のために取り組むべきだということを重ねて申し上げまして、これからの大竹市としての取り組みについてどうお考えなのか、市長の思いなり、具体策についてお聞かせ願いたいと思います。

登壇をしての質問は以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆さんが大変驚かれた広島西医療センターの件につきまして御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の教員の変形労働時間制については、後ほど教育長が答弁いたします。

公立・公的病院の再編・統合リストが、本年9月26日、厚生労働省から唐突に公表され



ました。背景といたしまして、2025年には団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上に、5人に1人が75歳以上になると推計されており、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができないと見込まれております。

このため、地域医療構想では限られた医療資源を効果的に活用するため、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することが求められています。

しかしながら、全国的に急性期、いわゆる一般の病床が過剰とされている中で、再編の議論がなかなか進まず、まず公立・公的病院が率先して見直しを始めるべきということから今回の公表に至ったようでございます。

厚生労働省が公表した内容は、がんや心疾患などの9項目の診療実績を調査し、全項目で実績が低い、または6項目について車で20分以内に実績の似た病院があるのいずれかに該当する病院を選定したものでございます。

対象とされた広島西医療センターは、急性期病床が200床ありますが、高度急性期病床と急性期病床が合わせて561床あるJ A広島総合病院と、車で20分以内の距離にあるとされました。あくまで厚生労働省が設定した基準によって機械的に選定した、現段階での結果と認識しています。

広島西医療センターは、本市の急性期医療の基幹病院というだけではなく、地域医療支援病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、救急告知病院等の指定を受けており、また、在宅療養後方支援病院という役割も担っています。大竹市民にとってはもちろんのこと、周辺を含む地域全体としましても、極めて重要で欠くことのできない病院です。

超高齢社会を迎え、医療需要の拡大が見込まれる中で、それに対応した医療体制を構築するためには効率的な配置を求めていくことも必要な視点ではありますが、地域の実情を踏まえ、そこに暮らす方々の安心を確保していくことが何よりも重要であると考えます。

今後、大竹市と廿日市市を圏域とする広島西地域医療構想調整会議において、2025年のあるべき姿に向けて、期待される機能と病床数を再検証していくこととなります。今回、公表された分析だけでは判断できない診療領域や地域の実情について議論する中で、広島西医療センターは、大竹市の医療提供体制のために必要不可欠であるということを強く主張してまいりたいと考えています。

以上で山本議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山本議員の教員の変形労働時間制についての御質問にお答えをいたします。

変形労働時間制は、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、現在行われている国会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正し、導入を検討されている制度でございます。

変形労働時間制は1年単位で労働時間を調整する仕組みで、教員の繁忙期の勤務時間を延長するかわりに、夏休みの時期等の勤務時間を短くするものです。導入については各地方公共団体の判断において行うものとなっております。

現在、国会において審議中であり、文部科学省及び広島県教育委員会から関係の通知等

はございませんので、見解をこの場で申し上げることは難しいところですが、法令等を遵守しながら今後の運用の仕方を検討していきたいと考えております。

教育委員会としましては、国会の今後の動向を注視していくことはもちろんですが、やはりまず行うべきは、学校における働き方改革を推進するための取り組みであると考えております。本年6月28日に学校における働き方改革取組方針を策定し、現状の勤務時間の中で業務改善を行い、時間外勤務が月80時間を超える教員がゼロ人になることを目指して取り組んでいるところでございます。

しかし、4月から7月までの調査では、大竹市内小中学校の教員の約15%は時間外勤務が月80時間を越えております。そこで、事務的な業務の軽減、支援員等の人的支援といった従来の取り組みに加え、11月からは緊急時を除き、18時30分以降の電話を控えるよう保護者をお願いをしたり、市内全ての小学校で行っていた3泊4日の山・海・島体験活動を来年度は2泊3日に短縮したりするなど、さらなる取り組みを進めております。

続きまして、放課後児童クラブ支援員についてです。

さきに、国会において成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第9次地方分権一括法において、児童福祉法並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、令和2年4月から施行されることになっております。

これは、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員の配置基準について、従うべき基準から参酌すべき基準となり、各放課後児童クラブのクラスごとに2名以上の職員を配置すべきところ、地域の実情に応じて、市町村の判断で条例に規定することにより1名の配置も可能とするものでございます。

現在、本市においては国の基準に沿って、1クラス2名から4名の職員を配置しております。

今回の国の基準変更に伴う本市の対応としましては、今後も、児童及び保護者が安全に安心して利用できる事業として、1クラス2名以上の配置は必要と考えており、条例を改正して基準を緩和することは現時点では考えておりません。

続きまして、教育委員会に所属する臨時職員等について御説明いたします。

平成31年4月1日現在の現状でございますが、まず、総務学事課に在籍する嘱託職員は2名、臨時職員は24名です。嘱託職員2名は大竹市こども相談室の相談員でございます。臨時職員のうち、教育委員会事務局及び給食センターには事務員2名、学校保健業務を行う事務員1名、管理栄養士1名を配置しております。学校現場においては、学級支援員11名、特別支援教育支援員7名、読書活動推進員2名を配置しております。

嘱託職員及び臨時職員については、財政措置はございません。一部、再編交付金を基金に積み立て活用しております。

次に、生涯学習課に在籍する嘱託職員は2名、臨時職員は47名でございます。嘱託職員2名は社会教育指導員と図書館長でございます。臨時職員のうち、総合市民会館・大竹会館・栄公民館には事務員12名、図書館には司書及び事務員として6名、海の家あたた管理人として3名を配置させていただいております。放課後児童クラブにおいては、市内3ク

ラブに計26名の指導員を配置しております。このうち、放課後児童クラブの人件費等については、子ども・子育て支援交付金の対象となっており、国・件からそれぞれ3分の1の財源措置がございします。

その他の嘱託職員及び臨時職員については、財源措置はなく、全て市費を充てております。

来年度の予算措置状況については、まだ決定していないため、この場では申し上げることはできませんが、会計年度任用職員の任用形態等を遵守して予算額を積算してまいりたいと考えております。

また、日本教育新聞のアンケート、そして教職員の年次有給休暇の取得の状況等については、後ほど課長のほうからお答えさせていただきます。

以上で、山本議員への御答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） それでは、日本教育新聞を購読しているかということでございますけれども、してはおりません。当然、そういったアンケートにもこちらとしては回答しておりません。また、図書館のほうにも配備ということはないということでございます。

それから教員の年次有給休暇の取得状況ということですが。

年次有給休暇、それから特別休暇等でございます。年次有給休暇のほうは事由は特には問われておりませんが、特別休暇のほうはそれぞれ特別の事情によって、教職員が申請をして校長のほうが許可をするというようなことになっております。

実際にどのように取っているかという状況ですけれども、学校の種類によっても違いがあります。小学校のほうは、どちらかといえば学級担任をしていけば、なかなか子供がいるので取りにくいという状況もあったり、中学校のほうは教科担任制でありますので、1日丸々というわけではありませんけれども、自分が授業をする時間以外は取れるというような、比較的取りやすいところがございます。

より取りやすくするためにということもございますが、例えば夏季休業中、これは教育委員会のほうで夏季一斉閉庁ということで、いわゆるお盆の期間、本年度でいえば8月13日から15日の間、閉庁しますよと。何かあれば教育委員会に連絡くださいというように保護者にも通知をしております。ここで随分、夏季厚生計画とか、あるいは特別休暇の夏季休暇も含めて年次有給休暇も取りやすいという声を聞いております。

それから先ほど教育長の答弁にもありましたように、来年度からは小学校5年生の野外活動3泊4日を2泊3日に縮小するということがあります。

それから部活動については、部活の方針を教育委員会としても出しております。通常、活動時間を平日は2時間、週休日については3時間以内というようなことにしております。長期休業中もそれに準じますが、ある程度オフシーズンを設けるようにしています。例えば、一週間とかですね、何もしない時期を設けるとしておりますので、そこでふだん取りにくい年次有給休暇を入れていくことも可能と考えております。

その他、指定研修とか市教員の主催研修、あるいは学校の長期休業中の研修、このあた

りも減少するように話をしております。

実際に年次有給休暇の取得状況ですけれども、小学校につきましては、管理職は平均大体7日程度、その他の教職員は1年間14日程度。中学校につきましては、管理職が5日程度、その他教職員が13日程度と、平均でいうとそのようになっております。一応、1年間20日割り当てられて、またその後取れなかったのが繰り越して、最大全部繰り越すと40日というようなことがありますけれども、これが実態ですので全てが取り切れていないというような状況で先ほどのような取り組みをしております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） まだ今の話では教員の変形労働時間制については、法律の内容も関係機関からの指示もないので、ようわからないという話でしたが、新聞紙上、テレビではね、国会での質疑の内容なり、参考人招致における参考人の方の意見陳述なり、これは相当量報道しておるとい実態があります。そういうことに関して、恐らく現場の教員の皆さんも、また教育委員会としての日ごろのね、業務をなさっておる職員の皆さんも無関心じゃない思うんですね。それで私は少なくとも国のほうがこういった制度を法制化する前にね、地方の教育委員会なり、教職員の皆さんの意見を参考に、法制化に当たっての取り組みをされるのが筋だと思うのですが、そういうことは一切ないわけやね。

それでね、私があれこれ言うつもりじゃないんですが、OECDの調査で日本の教員勤務時間が加盟国の中で最長である。これは加盟国が36ヶ国ある。その中でね、日本は小学校で一週間当たりの勤務時間が54.4時間。少ないトルコでは31.7時間。それから中学校では日本は56時間、イタリアでは30時間。こういう数字が読売新聞に載ってある。中国新聞にも同じようなことが載ってました。だからその先ほど登壇した際にお聞きしましたが、今の大竹市のね、教員の皆さんの労働時間、実態を把握しておられるかどうかということがね、わしは大事なことだと思うんですよ。これは前回の質問のときにも、そのことは重々実態把握から物事をどうするか。ということになるのでね。実態把握はどうでしょうかということをお尋ねしたんですが、そのときには私の記憶では失礼ですが実態把握はしてないが、勤務時間の削減についてはいろいろ工夫はしているというお話でしたね。先ほども課長がおっしゃるような野外活動については、3泊4日のところを2泊3日にするとかいうふうな工夫なりしながら、教員の負担を軽減する努力はされておるようですが、しかし、日々の勤務時間なり、どういうことになるとるかということをもっと明らかにするということから改善に向けてのスタートになると思うんです。それがまだ教育委員会としてはあれですか、こうですよという説明になるようなところまではされておらんのですか。

要は、衆議院の文部科学委員会の質疑なりね、現在、参議院で審議されておる過程では、国のほうが示しておるんですよ。実態についてはこうだと、国のほうが予想でそんな数字を国会で示すことはないでしょう。全国の都道府県を通じて、地方の教育委員会の把握されておる教職員の労働実態の集約が国会でも説明なり、参考資料として提示されるんですよ。だから大竹市がその辺についてはようわからんという話がどうもわしは納得できないのでね。わかれば聞かせてもらいたいんですが。

せんだってのね、参議院での文部科学委員会で、議員のほうから質問されたことに答えてね、文部科学省の初等中等教育局長は週55時間以上の勤務をしている教員が小学校で57.8%、中学校では74.2%に上ると。これが2016年の勤務実態調査の結果ですと、こういう答弁しとる。この数字はあれでしょう。初等中等教育局長が勝手につくった数字じゃないと思うんですよね。だから、大竹市の教育委員会としても実態については把握しておられるのですか。しておられるんでしょう。それを明らかにして、担当される皆さんのほうも、議会側もあわせ、国に対して要望すべきは要望するということになるべきだと思うんですね。

せんだってもあれでしょう。これは廿日市の連合広島大竹・廿日市地域協議会議長と広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長より、少人数学級の推進など定数の改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を柱にした意見書を関係機関に提出してくれという請願が出ましたよね。これについても議会は、全員一致で可決し、提出したんですよ。その要望、意見書の中にOECD加盟国の中で、教育費について日本が最下位だと。恥ずかしい限りだと。経済大国世界で2位じゃ、3位じゃいうけれども、こういう実態を改善して、一人一人の子供に目が届くような教職員のゆとりある仕事を保障してもらいたいというのが、この意見書の趣旨なんです。これは大竹市議会も9月定例会で全員一致で賛成して、関係機関にこの意見書を提出したんですよ。こういうのを毎年のようにやるんです。

5年か6年前だったと思うんですよね。国会で少人数学級については与野党問わずね、全会一致で決議しとんですよ。それはね、2年か3年実施に向けての努力をして、少しは小学校については少人数学級に向けて前進したんです。その後ね、前進してないんですよ。だからさっき言うような実態になっているという。これさぼっとるのは自民党、公明党なんです。国会で多数を握っとるんだからね、与野党問わず全会一致で国会で決議してよ、それを途中で中断していると。そういう責任が国にもあるわけですから、そういうことも踏まえて、この変形労働時間制の、教員給与特別措置法に基づく問題をね、お互いに認識しながら改善に向けての取り組みをどうするかということが、今、問われとると思うんですよ。だから教育長にしても市長にしても、教育にかかわっては先ほど社会教育の分野でも、市が単独で人員配置をするという努力をされとるということは大いに私も認めるし、市民の皆さん、行政ともその恩恵を受けておると思うんですけど、しかし教育というのは国の責任が資本ですから、国がそういう方向でさらなる努力をするような声を上げるべきだと思うんですよね。そういったことで、法律そのものの内容をまだ周知されとらんとか、指示がないとかということもあるでしょうが、思いなり、聞かせてもらいたいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初の御質問ございました、大竹市内の教職員の勤務時間についてはですね、私も教育委員会には管理主事がおりますので、学校訪問の際には、今各校の勤務時間についての把握、または時間外、先ほども御説明しましたけれども、そのあたりの把握は行っております。そのデータ等は毎学期に教育委員会のほうに提出し、当然、多ければこちらサ

イドも学校長のほうに指導をしてまいるという形では行っております。

議員さんが言われたように、本当に国際的に見て日本の教員は非常に働いていると。私も働いてきましたけれども、数字を言われてそう思いました。これも国のため、当然自分自身のためもございます。大竹市に置きかえれば、大竹市の将来のために教職員がしっかりと子供を育てているというふうに私は理解をしているんですけども、しかし、そうは言いましてもやはり働き過ぎだなど。

今、働き方改革ということで進めておりますので、まず私どもは、この働き方改革を今後より推進していかなくてはならないと考えております。

やはり教員が元気でなくては子供たちにしっかりとした教育効果というのは見ることはできないと私は思っております。教師が疲れていけば、これは決して子供のためにはなりません。そういう学校における働き方改革の目的をですね、やはり教育委員会は各学校へしっかりと知らせ、啓発活動をしてまいらないといけないように思っております。

先ほども申し上げましたけれども、これから子供たちが生きていく時代という、ソサエティ5.0というふうに教育界の中でも言ってますけれども、非常に変化の激しい時代、その中の子供たちは生きていかななくてはならない。そういう意味では、やはり教師は本分である教科指導や、学習指導をしっかりとやっていく必要があるのかなと思っております。

確かにこれまでは他のいろんなこともやっておりました。そのあたりはやはり教育委員会が整理をし、これは教師がやる仕事、これは教育委員会がやる仕事、ひょっとしたらこれは地域にお願いをすること、ということも出てくるんじゃないかなと思っておりますが、そのあたりを整理しながら、やはり最終的には子供たちの成長ということを考えてまいりたいと思っております。そういう実践が大竹市の地でできるよう、教育委員会これからも頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで参考までに述べておきたいんですがね、これは11月26日の参議院文教科学委員会で萩生田光一文科大臣が、議論の中で仮にこの教員変形労働時間制が導入されても順守されない場合は制度を取りやめる。こういう答弁をされたそうです。いや、それぐらいこの問題がね、深刻やということなんですよ。

それでこれは28日ですから、26日の2日後に参議院の文部科学委員会に参考人としてね、郡司隆文、全日本教職員連盟委員長、西村祐二、岐阜県公立高校教諭、東川勝哉、日本PTA全国協議会顧問、相原康伸、日本労働組合総連合会事務局長、こういう方が参考人として参議院の文部科学委員会に呼ばれて意見を述べられると。これは議員からの質問に対する回答、意見ですね。それでこの4人のうち3人の参考人は変形労働時間制は総労働時間削減のための優先課題ではないと表明した。そして、岐阜県公立高校教諭の西村さんは、変形労働時間制について大多数の教員は望んでいない。教職の魅力を向上させるものにもならない。ということ述べられたそうです。それから、日本労働組合総連合会事務局長の相原さんは、制度導入には高度な勤務時間管理が必要であり、現状、導入は困難だと批判的な意見を述べられると。それから、全日本教職員連盟委員長の郡司さんは、同制

度の変形労働時間制の導入でね、むしろ管理職の業務負担がふえる。こういう批判的な意見、特に西村さんは学習指導要領が20年前、10年前、今と比べてみると、再びふえている。この削減も必要だ。ということ指摘されたそうですが、私も学習指導要領については不勉強なので、この場ではこれ以上言えませんが、人生をかけて人の人生に向き合うことが教職の魅力だ。そのために私生活を充実させることが大切だと強調し、この法案については多くの皆さんの声を聞くべきだと。こういうふうに述べておられるそうです。

だからむしろ現場の皆さんの声を上げる、直接教育に携わる教育委員会の意見を上げるというね、もう一步踏み込んだ積極性を発揮してほしいということを私は思うのですが、上から言われたことをね、しゃくし定規にやるということではなくて、大いに現場の皆さんの声なり実態を踏まえたね、そういう取り組みを追求しながら、地方からの声を上げていくという努力をぜひお願いしたいと思います。

それから時間が迫ってきましたので、一言。広島西医療センターのことなんですがね、今、広島西医療センターも一般質問の最初に登壇してお話しましたように、大竹市の広島西医療センターの位置からしたらね、先ほど救急患者を運ぶにしても通院するにしても、廿日市市のJA広島総合病院まで、車で20分なら行けるとかということが基準になつてくるようですが、誰がそんな実態を調査したんですか。20分で行けますか。救急車でも行けませんよ、20分。岩国に行くんでも20分じゃ行けませんよ。5分、10分を争うような救急患者が出たときにね、そんな実態にそぐわんようなことを基準にして、広島西医療センターの統廃合に道を開くようなことをね、上のほうがよう言う思うがね、そんな基準を決めて。私も今、廿日市市や広島市佐伯区の医療機関に行くことがたびたびありますが、JA広島総合病院へ着くのに30分かかる。それ以上はかかることになりましたよ。宮島の、競艇が開催されているときの渋滞やら。そういう実態を踏まえてね、岩国市もそうでしょう。新港のどこから、かなりあのあたりは渋滞が続くし、それからJRの跨線橋を越えてね、駅前通りの交差点まで行く間にすごい渋滞するんだから。救急病院行くのに20分やそこらで行かれやせんのかから。私も岩国市の救急病院にお世話になったことがあります。だからそういう実態に合わんようなことで、20分ならそのことを1つ基準にするじゃあいうようなことをね、基準にすべきじゃないと思うんですね。そのことも踏まえて、一つ市長のおっしゃるように広島西医療センターの維持、存続、充実のために努力するというのを大いに私も期待をさせていただいて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、7番、賀屋幸治議員。

〔7番 賀屋幸治議員 登壇〕

○7番（賀屋幸治） 7番、新和会の賀屋幸治でございます。9月の改選により、新たに児玉朋也議員、藤川和弘議員とともに新和会という会派を結成いたしましたので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告書に沿って1点目の中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成制度についての質問をさせていただきます。

いよいよ冬本番を迎えようとしています。きょうも寒い日でございますが、寒くなると気をつけないといけないのが風邪をひかないようにすることでございます。されとて、気

をつけていても高齢者や乳幼児、また基礎疾患のある人がインフルエンザに感染すれば、高熱やのどの痛みなど、風邪の症状が悪化して合併症を引き起こすこともあり、重症化すれば命にかかわるおそれがあります。

広島県感染症・疾病管理センターが発令した、インフルエンザ警報等の発令状況によると、ことしはこのインフルエンザは流行時期が例年より約1カ月早く流行が始まり、11月22日には注意報が発令されております。

インフルエンザの予防方法としては、外出時にはマスクを着用し、なるべく人ごみを避ける。また、外出後は石けんによる手洗いとうがい、睡眠をしっかりととり、バランスのよい食事をとる。室内は加湿器などで50%から60%の湿度を保つなどの対策が奨励されております。

しかし、インフルエンザは一旦流行が始まると、短期間に多くの人に感染が広がります。現在、大竹市ではインフルエンザ対策として大竹市に住民票がある65歳以上の高齢者の方と60歳以上65歳未満の方で身体障害者手帳1級程度の内部障害がある方については、インフルエンザ予防接種が1,500円の個人負担で受けることができます。

しかし、それ以外の方は全て自己負担で予防接種を受けなくてはなりません。自由診療なので保険適用外となり、医療機関によって異なりますが、通常1回当たり4,000円以上の料金が必要で、子育て世代にとっては大きな負担になっています。

広島市のホームページにインフルエンザ最新情報が掲載されており、その中に昨シーズンの年齢階層別報告状況があります。それによると患者数の内訳は4歳以下が全体の23%、5歳から9歳が39%、10歳から14歳が17%、15歳から19歳が2%、20歳以上が19%となっており、トータル的には14歳以下の子供が全体の79%を占めていると報告されております。この割合が大竹市とどの程度整合するかはわかりませんが、年少者がかかりやすい傾向にあると思われまます。

年少者がインフルエンザに感染すると、小中学校や保育所などの集団感染につながり、学級閉鎖や場合によっては臨時休校など、大きな影響が懸念されます。大竹市でも既に玖波小学校で学級閉鎖があったと聞いております。保護者にとって、お子さんが完治するまで通院治療に時間をとられて、場合によっては保護者も感染いたします。

そこで、インフルエンザ予防対策として、中学生以下の年少者を対象に予防接種を受けやすくするために、接種費用の助成制度を新たに設けて、子育て世代の負担を軽減することを提案したいと思います。

近隣の自治体では、広島市と廿日市市は大竹市と同様の扱いでございます。しかし、岩国市では、こどもインフルエンザ予防接種助成事業として、15歳以下を対象に1回当たり2,500円を助成しております。また、和木町も、中学3年生と高校3年生に該当する年齢の方を対象に、予防接種の費用の助成が受けられる制度がありました。

財源としては、岩国市は特定防衛施設周辺整備調整交付金が充てられており、和木町では米軍再編交付金が充てられております。

大竹市においても同様の制度をぜひとも導入していただきますよう、よろしく願いいたします。



続いて、2点目の大竹中学校のプール更新について伺います。

平成30年6月に定例会において陳情採択された、大竹中学校の既存プール施設の撤去及び生命尊重の碑（仮称）の設置を求める陳情において、当時の陳情審査の中で設備の故障が原因で平成17年度以来使用されていないプールの扱いについては、これまで市内小中学校の耐震化を優先してきたため、結論が先送りになっていたが、平成28年度末の玖波小学校完成によりひと段落した。小方学園、玖波中学校以外のプール施設は昭和40年代建設で老朽化しており、更新に当たっては財源の確保が課題であり、今後、事業計画が必要となる、隣接の大竹小学校のプール施設も老朽化しているため、一体的な整備の可能性も今後検討していく必要があるとの見解が教育委員会から示されました。

また、教育委員会としても水泳の重要性とプールの必要性は十分認識しているとのことであり、陳情者も早急な取り組みを期待していることと思います。

この件につきましては、10月の決算特別委員会において、その後の取り組み状況について同様の質疑で確認させていただいているところではありますが、改めて一般質問の機会を得て再確認をいたしたいと思っております。

大竹中学校のプールの撤去や建てかえ等について、現在どのように検討されて進捗されていますか。現状についてお答えください。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定しております。賀屋議員に対する答弁からお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの一般質問を再開いたします。

賀屋議員の質問に対する御答弁からお願いいたします。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 児童生徒の皆さん方、そして保護者の皆様方が大変興味を持たれる問題につきまして御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

2点目の大竹中学校プール更新につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成制度についてでございます。

御質問のとおり、ことしは例年よりインフルエンザの流行時期が早まっており、11月22日には、県内にインフルエンザ注意報が発令されました。これは、昨年と比べて5週間程度早くなっています。

これからますます寒く乾燥が続く時期になりますので、感染予防対策を徹底していく必

要があります。

インフルエンザの予防には、一般的に手洗いの徹底や予防接種が挙げられ、市広報やホームページ等により感染予防の啓発を行っているところです。

また、予防接種については、その効果についてさまざまな研究がされており、特に、インフルエンザが発病することで重症化を招く危険性の高い高齢者につきましては、82%以上の死亡阻止効果があると厚生労働省から報告されております。こうした重症化予防の観点から、高齢者向けの予防接種は予防接種法において市町村で行う必要がある定期予防接種として位置づけられており、本市でも65歳以上の方に年1回の定期予防接種に対し助成を実施しております。

一方、若年層の予防接種の状況は、議員から御指摘がありましたとおり、幼児から中学生までの方が任意でインフルエンザ予防接種を受ける場合、13歳未満は2回の接種が推奨されることもあり、またそうした子供が複数いる世帯にとっては経済的な負担があると思われれます。

しかし、年によって流行するウイルスの型が異なることから、インフルエンザの予防接種には感染を完全に阻止する効果はないと言われております。高齢者に比べ、若年層の方は重症化の危険性が比較的低いことから、予防接種法において若年層の定期予防接種は位置づけられておりません。

また、令和2年10月以降、乳児へのロタウイルスワクチンが定期予防接種に加わります。さらに令和3年度には、年間を通じてロタウイルスワクチンの定期予防接種が始まりますので、事業に係る費用は今後増大することが予想されます。

このような情勢も鑑み、市としましては引き続き情報収集に努めてまいります。現在のところ、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用を市独自で助成することは難しい状況と考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、賀屋議員の大竹中学校プール更新についての御質問にお答えいたします。

大竹中学校のプール施設につきましては、設備の故障により平成17年度から使用できない状況が続いております。当時から新たなプール施設の整備等の速やかな対応が望ましいという認識はあったものの、校舎等の耐震対策を優先して実施する必要があったことから対応ができておりませんでした。

中学校学習指導要領では、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるとされております。しかし、教育委員会としましては可能な限り、どの学校でも同じような学習環境を整えることが大事であると考えており、これまで優先して進めてきた校舎等の耐震対策を終えたことから、大竹中学校でも他の中学校と同様に水泳の指導を行うことができる環境の整備を次の大きな課題として位置づけております。

昨年の6月定例会で採択された陳情に対しましては、大竹中学校のプール施設を撤去す

るための財源の確保に向けては、具体的な事業計画が必要になりますが、隣接する大竹小学校のプール移設が老朽化していることもあり、大竹小学校との一体的な整備に向けた可能性も含め、今後検討していきたいと考えていますと回答をしております。これはプール施設を解体し、撤去するだけでなく、跡地をどのように活用するかについても、小学校と中学校で共同利用できるプール施設の整備計画を検討する中で考えていきたいという趣旨でございます。

その後、教育委員会では大竹中学校及び隣接する大竹小学校のプール施設の一体的な整備について、幾つかの案を持って検討してまいりました。今年度は整備する場所や児童・生徒が移動する際の安全確保対策などに関する協議を大竹中学校、大竹小学校、関係各課と行い、教育委員会としての現時点での最適な案を決定したところでございます。

今後、市長部局との協議が必要になりますが、この案をもとに取り組んでまいりたいと考えております。

先ほども教育委員会としての方針を申し上げましたが、学校間で格差の生じない学習環境を目指し、大竹中学校でも他の中学校と同様に水泳の指導を行うことができる環境を可能な限り早期に実現したいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 御答弁ありがとうございました。

まず1点目のインフルエンザの予防接種の件でございますけども、答弁の趣旨としては、まず予防接種法に規定がないということと、財源がないこと。この2点で取り組みが今のところできないということだろうかと思います。

まず予防接種法は確かにそうであるでしょうけども、現実的にこのインフルエンザにかかりますと、檀上でも述べさせていただいたように多くの影響が出てくると。特に広島市のホームページのほうに、今、議員の皆さんタブレットお使いなので、ぜひとも広島市のホームページを開いていただいたら、広島市昨シーズンのインフルエンザの流行状況というのが出てくると思いますけども、その前にインフルエンザ最新情報という欄があります。それを見ていただくと、グラフがあるんですけども、これの先ほど申しましたように、年少者ですね、14歳以下の方が79%、約8割の方が年少者でインフルエンザにかかっているという実態でございます。これは大竹市もそのとおりとは言いませんけども、かなり傾向としては同じように出てくるんだろうと思います。それだけ年少者の方は体力的にも、インフルエンザにかかりやすいと。また環境も、学校であるとか保育所、幼稚園であるとか、狭い空間にどうしても共同でいれば、そういう流行性のインフルエンザになるということのあらわれであろうと思います。

そういうことでインフルエンザ、子供がかかりますと当然保護者の方も大変手をとられるし、場合によっては保護者もインフルエンザにかかってしまうと。そういうことで、できるだけインフルエンザにかからないほうがいいということではあります。

先ほど余り効果も期待できないのではないかと回答の内容ありましたが、厚労省は今までにインフルエンザの予防接種を奨励してくる中で、大体60%ぐらいの効果を確認

認できていると厚労省のホームページのほうに載っております。60%ですから、当然半分以上はその効果があるし、またかかったにしても早く治る、あるいは軽く済む。そういったことで、効果は厚労省としては認めていると理解しております。そういうことですので、インフルエンザ予防接種そのものをですね、できるだけ取り入れていただきたいと思うんですけども。

学級閉鎖のことですけれども、インフルエンザによってですね、先ほど紹介しました玖波小学校でも先週ですか、学級閉鎖があったということなんですけれども、状況といいますか、そのあたり何人ぐらいの方がインフルエンザにかかったのか。あるいは近年ですね、昨シーズンかその前でもいいんですけども、学級閉鎖がどのぐらい起こっているのか。そういう状況をですね、もし把握されておれば紹介していただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、インフルエンザの状況等について御説明させていただきます。

本年度の玖波小学校につきましては、11月26日火曜日から28日木曜日まで、1学級を学級閉鎖としております。25日月曜日、21人の学級の児童数に対して7人の欠席。そのうちの4人がインフルエンザと診断されており、3人は発熱等で病院に行っていたという状況でございます。

また、平成30年度でございますけれども、市内の大竹中、小方小、大竹小、玖波小におきまして、やはり学級閉鎖等が行われております。例えば年が明けて、大体学級閉鎖等が起きるんですけども、大竹中でいえば2年1組、37人中の7人がインフルエンザ、他に5人が欠席、合計12人が欠席ということでございます。小方小におきましては、36人中13人がインフルエンザで他に10人が欠席で合計23人が欠席。そういう状況で毎年ですね、やはり年明け、1月、2月に市内の小学校、中学校で学級閉鎖等が起きているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 毎年のようにインフルエンザによる学級閉鎖が例示的に起こっているということでございます。これは例えば紹介しましたように、岩国市であるとか和木町はインフルエンザの予防接種の助成をしておりますけれども、そちらの状況と比較してどうかというのは、今この場でわかりませんが、少なくとも岩国市や和木町がですね、市や町独自の対策をとっておるということですので、大竹市でなぜ取れないのかと比較をされるということは、非常に、大竹市が子育て世代の支援をどのようにしているかということの比較の1つの対象になってしまうということではないかと思うんですが。

先ほどの学級閉鎖に伴って、学校のほうの対応も学級閉鎖が長引くと、今度は冬休みが短くなるとか、授業時間の対応がどのようにされているのかというのがあるんですけども、少なからずも児童・生徒の教育に影響もあるでしょうし、当然、インフルエンザにかかっておらず元気なのに、学級閉鎖になって学校行けないという子供たちの影響ということも

考えられますし、いずれにしても学級閉鎖そのものが1つもいいことがない。中には喜ぶこともできるかもわかりませんが、結果的にそのことで先生方も大変苦労されるし、親御さんも保護者の方も場合によっては仕事休まないといけないということもあるでしょうし、1つもいいことはない。その対策をやはり大竹市としてどう考えているかということをお聞いているんだと思います。

そこで次に、子供がインフルエンザにかかって医療機関にかかるわけですが、そのときに完治するまで病院とか医者とか行って、支払う費用ですね。まず初診の費用がかかり、あるいは検査の費用がかかり、治療費がかかり、そして最後はインフルエンザが完治しましたよということで証明書がないと学校にも出席できないということなのでしょうから、そういったいわゆる子供がインフルエンザにかかったときの医療費ですね。それは実際、乳幼児等医療費助成制度というのが大竹市のほうで中学校3年生以下を対象に設けておりますけども、それによって国や県のそれは補助もありますけれども、自主的に市が子供がインフルエンザになることによって医療機関に支払わなければならない費用は大体幾らぐらいになるんですかね。要するに、予防接種をするというのは、助成を例えば2,500円なり、仮にですね、先に支出するのか、子供がインフルエンザになって後から医療費を払うのか。先に払うか後で払うかという話になるんだらうと思うんですが、先に払ってインフルエンザにかかる子供が少なくなるのなら、そちらを選択すべきじゃないかなと思うんですが、その辺の自主的な医療費の市の負担が幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、乳幼児等医療費助成制度についてからお答えいたします。

乳幼児等医療費助成制度につきましては、受診日、医療機関名、医療点数、自己負担額はわかるんですが、病名がわかりませんので、インフルエンザにかかったお子さんに使用した医療費というのが現在のところ把握ができていない状況です。

それともう一つ、完治するまでの医療費について御質問がございましたが、レセプトが確認できるのは国保の被保険者のみとなります。現在、全体がゼロ歳から14歳の人数が2,973名ですが、このうち国保の被保険者の282名、9.5%のレセプトしか確認できないということがあります。レセプトのほうなんですけれども、医師の判断によって診断名がインフルエンザでも異なる診断名をつけられたりすることでレセプトのコードが複数にわたること。レセプトによっては休日加算、時間外加算、救急加算等も含まれていること。そしてインフルエンザの症状以外の気管支炎だとかぜんそくとか、そういう症状に対する診断や薬の処方もされておりますので、一概に幾らというところ現段階では出すのが非常に難しいという状況にあります。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 結局、インフルエンザにかかった場合に医療費が幾らかわからないということですよ。

実際に職員の中でも、そういった世帯に年少者をお持ちの方はたくさんおられると思うんですが。例えば1回医者にかかると当然個人負担は3割負担ですよ。その残りの7割のうち、県と市、あるいは保険があるわけですけども、その部分の中で市が負担をしないといけない部分が、大体でも、例えば2,500円以上か以下か、それぐらいは把握できているんじゃないかと思うんですけども。少なくとも今わからないということでございますけれども、ゼロではないですね。ということになれば、岩国市や和木町のように、2,500円程度を市のほうが助成をした場合、仮にそのことによって医療費がかからなくなると。特にインフルエンザに関連する医療費が要らなくなるということになれば、丸々支出をするということでもないと思うんですけども。

それと現在ですね、14歳以下の人口ですけど、先ほど2,973人ということでしたけども、約3,000人ぐらいにしても仮に和木町や岩国市と同様にですね、1人2,500円程度の助成をするということになれば、総額でいえば750万円ぐらいあったらその助成事業というのはスタートできるのかなと思うんですけども、その750万円も、仮に1,000万円になるかもわかりませんが、岩国市や和木町のようにですね、米軍関係の交付金をそこへ充てるということを取り組みをしていけば、そのことに対していかにないか。というようなおしかりを受けるような、そういう施策ではないと考えるんですけども。そのあたり、再編交付金をそこへ使うということは可能か可能でないのか。そのあたりの考え方を御答弁いただきたいと思うんですけども。

それと、65歳以上の現在の個人負担1,500円の対象者はですね、これは平成27年の国勢調査のときの数字でいけば65歳以上が9,000人ぐらいではないかと思うんですけども、今正確な数字はわかりませんが、9,000人ぐらいいる高齢者の方は申請すれば1,500円の個人負担でインフルエンザの予防接種を受けられるということになるわけですけども、このうち例年ですね、予防接種を受けておられる数と、その助成した金額の総額がどれぐらいなのかというのがもしわかれば教えていただきたいんですけども。9,000人ぐらいが全員予防接種を受けるとは考えられませんが、その辺の予算的にですね、どれぐらいそこに市が負担されているのか。10月の決算委員会的时候には、この決算額というのは個別なものが出てないものですから、その把握というのがなかなかできないんですが、少なくとも人数ですね、何人ぐらい予防接種を受けられたのか。それとそれに対する助成金額が幾らぐらい要しているのか。そこらあたりをお願いしたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 仮に再編交付金を充当するという場合、単年度というわけではございませんので、2年度以上に継続する事業となるため、新しく基金を造成するか、もしくは既存の基金に事業を追加して行うということになります。

いずれにしても、事前に中国四国防衛局と協議をする必要がありますが、和木町さんが再編交付金を活用しているということ踏まえ、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成というものは承認可能となると考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、65歳以上のインフルエンザの費用助成についての御質問がありましたので、答弁させていただきます。

平成30年度、65歳以上の方及び60から64歳の内臓疾患をお持ちで身障1級以上の方を含めまして、9,364名のうち接種者が4,749名で50.7%でした。例年50%程度の接種率となっております。平成30年度の助成費用総額は1,756万円程度となっております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

賀屋議員、この質問はこれが最後になりますので。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。

最初に再編交付金を和木町が使っているんだから、大竹市も申請したら使えるんじゃないのという御答弁だったと思いますけども、ぜひともですね、それは取り組みをしていただきたいと思います。子育て世代の支援を大竹市では和木町同等にですね、取り組んでいるんだということを、やはり内外にしっかりPRもできますし、またそのことによって実質的に子供をお持ちの家庭、世帯の負担が軽減されるということで、このことに対して、先ほど言いましたようにそれは反対だというような市民の方はおられないと思います。この中にも反対される方はおられないと思うんですけども。そういう意味で、しっかりもう一度その辺を新年度に向けて、今から予算の時期ですから、取り組みをしていただきたいと思います。それと先ほどの65歳以上の方等接種率、半分ぐらいということでございますので、実は私も全く予防接種はしたことないんですが。それでさっきの広島市の調査にもありましたように、20歳以上の成人の方はインフルエンザにかかる率が20%ぐらいしかないということでございますので、むしろ年少者の、今からという世代にですね、その辺の費用をしっかり使っていただきますように、これはお願いをして、この1点目の質問は終わりたいと思います。

次に、大竹中学校のプールの件ですが、ありがとうございます。大変前向きな御回答で、皆さんすごい期待をし、集会もしとるとこだったんですけども、教育長さんのほうから前向きに取り組みを紹介していただきまして。子供は毎年卒業していきます。その中学校の3年間というのは、本当に3年しかない。そのうち在学生の方が1年でも大竹中学校の新しいプールで泳いだよということがですね、やはり大竹市の方針としてそのことを進めていきたいということが現実的に行われるのは、子供たちも幸せに思うでしょうし、第一、格差の話もさせてもらいましたけども、玖波中学校、小方中学校が現にプールもしっかりあり、プールの授業ができる。大竹中学校だけなぜないのと。何でプールはあるのに使えないのかということが、子供自身が何で大竹中学校だけプール授業ないのかということはずっと思いながら卒業していくということが、大竹市の教育委員会、学校に対して不満を抱いたまま卒業していくということが、残念に思うんですが、そのことがやっとな解消されるということでございますので、ぜひとも一日も早くプールを建設して授業が再開できるようにお願いをしまして、また御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、4番、小中真樹雄議員。

## 〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 一人会派ですが、一般質問させていただきます。

来年から新学習指導要領が実施されるわけですが、私、外国語の小学校導入というか、小学校の教科化による、早期教育についてはええんちゃうぐらいにしか認識していなかったのですが、岩波書店から出ている雑誌「世界」の11月号を見て愕然としたといえますか、要するに早期教育が本当に有効なのかどうか。グローバル化に本当に必要なものなのかどうかで、学校現場にどれだけの重荷を背負わせることになるのかというようなことが非常に丁寧に書かれておりまして、その著者の寺沢拓敬関西学院大学社会学部准教授は、小学校5、6年生への英語の教科化への危惧を強く指摘されておりました。かと言って、新学習指導要領に盛り込まれた以上、いいとか悪いとか言うておられませんので、よりスムーズに行われるようにするためにはどうすればいいかということを考えるに当たりまして、大竹市としてどのような対応をされているのかということをお聞きしたいと思います。

まず、教科化を実施するに当たり、外国語というか英語の専任の教員の配置というのはあるのでしょうか。それとも5、6年生の学級担任に全てを任せるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。一般的には財政難とかがあって学級担任に任せるといのが主流だということはわかっておりますが、大竹市はどのような対応をしているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

それと、これは近年5、6年生の担任だけではないんですけど、過重な職務を抱えてですね、さらに週二コマの外国語というか英語の指導も重なると、相当な負担がかかってくると思います。しかも今、5、6年生がやっている外国語活動というのは英語になれ親しむためのものであって、成績の評価とかそういうものはなされておられません。教科化になると、当然テストとかもあるかもしれませんし、評価をつけるようになるのだろーと思われれます。そういう過重な負担を5、6年生に強いることになれば、5、6年生の担任になることを避けたいと思う人も出てくるのではないかと思われるのですが、そういう教員に対する意向の調査とか、そういうアンケートなりをやっているのかどうかというのをお尋ねします。

そのほか、一般に研修というのは寺沢さんの論考によりますと、優秀な数百人の教員を中央に集めて研修して、それを地方に帰して、さらに地方の中核となる教員に研修して、それをさらに持ち帰って学校の教員全員に研修するというような、何か伝言ゲームというような非常に実効性の薄い研修しかしていないようなことを書いておりましたが、大竹市として、研修とかで独自に取り組んでいることがあれば、ぜひ教えてください。

最終的に私は外国語というか、英語の教科化に際しては、専任教員の配置が必要不可欠だと思います。学級担任に任せるにしても、いわゆるバックアップシステムの構築が重要なのであり、専任教員の配置を強く望むものであります。市長におかれましては、ぜひ財政措置というのをできないかということをお伺いしたいと思います。私はやる以上は一番最初が大事なので、小学校で英語を嫌いになったら、進学しても英語が嫌いになってしまうと。そういうおそれもあるので、とにかく小学校5、6年生の外国語教科化について



は専任教員の配置を強く求めるものであります。御答弁よろしく申し上げます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えいたします。

来年度から全面実施される新学習指導要領では、小学校において、5、6年生がこれまで年間35時間行っていた外国語活動を3、4年生から実施し、5、6年生については、年間70時間外国語を教科として授業をすることとなっております。教科となった外国語では、これまで外国語活動において行ってきた、聞くこと話すことに、読むこと書くことが加わり、アルファベットの読み書きや発音、簡単な英単語及び英文の書き写しなども行うようになります。

来年度からの外国語活動及び外国語の授業は、これまで行ってきた外国語活動の授業と同様に学級担任が行うこととしております。当然、現場の教員の負担がふえることも考えられます。そういった負担を少しでも取り除き、学級担任が自信を持って外国語活動や外国語の授業ができるようにするために、市としても取り組みを行っております。

まず、本市においては、平成30年度より移行措置の取り組みを実施しており、先行的に3、4年生は年間15時間、5、6年生は年間50時間の外国語活動を行い、新学習指導要領の内容を扱うことで来年度からのスムーズな実施に向けて取り組んでおります。

また、学級担任が1人で授業をするのではなく、外国語指導助手、いわゆるALTを配置し、毎時間学級担任とALTと一緒に授業をすることで、授業の質を高め、聞くこと、話すことの能力の向上に努めております。

さらに、授業で活用できるデジタル教材等の整備などもあわせて進めているところでございます。

加えて、県の指定事業である小学校外国語パワーアップ事業を活用して、平成30年度からの2年間、大竹小学校に小学校外国語パワーアップリーダーと呼ばれる外国語の指導や研究を専門的に行う教員を1名配置しております。この教員は、学級担任やALTと一緒に授業をしたり、新学習指導要領を踏まえた小学校外国語の指導方法や教材の活用方法の研究、授業で使う教材・教具の作成をしたりするなど、市内における外国語指導の中心となって精力的に活躍しております。また、広島県教育委員会が主催する12回の研修に参加し、その成果を市内の小学校に普及させることも、この教員の大きな役割の1つでございます。

小学校教員に対する研修については、広島県教育委員会が実施する英語教育に係る各研修に教員を積極的に参加させるようにしております。大竹市教育委員会としても、各小学校の教員2名ずつと中学校の外国語担当教員を対象とした研修を、昨年度から年3回ずつ実施しております。この研修では、県の研修の内容を普及するために、パワーアップリーダーによる授業を参観することで、新学習指導要領を踏まえた小学校外国語の授業のあり方について共通理解をするとともに、小学校中学校の連携の強化や教員の指導力や英語力の向上も目指しています。研修に参加した教員は、それぞれの学校でさらに他の教員へ研修内容を還元してまいります。

このような取り組みを通して、来年度からの全面実施に向けて準備を進めているところ

でございます。

なお、現場の教員の意向調査については、大竹市教育委員会は実施しておりません。しかし、学校では年に3回、所属長である校長が教員との面談を実施しており、校長が教員の教育活動への思いを把握するようにしております。また、教育委員会は校長からそれぞれの教員の思いなどを尋ね、把握するようにしております。

そして、小学校における外国語担当教員を市費で配置することについては、現在、現実として指導力のある教員の確保は難しい状況でございます。また、配置した場合の報酬額を試算したところ、年間約300万円が必要と思われまます。このように多くの課題などがあるという現状から、現時点では考えておりませんが、今後の各学校の状況や他市町の状況などを勘案し、必要に応じて検討していきたいと考えております。

本市の子供たちに、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、聞く・読む・話す・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成できるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 御答弁ありがとうございました。

先ほど教育長がおっしゃった中で、ALTを活用しているということでしたが、ALTの人数で、大竹市内3つの小学校でうまく回すことができているのでしょうか。ALT、多分中学校とかも行っていると思うので、それは具体的にどういうふうなローテーションなり、どういうようなやり方で担任の先生と一緒に授業をやっているのかということを教えていただけませんか。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） ALTの配置状況についてでございます。令和元年度ですが、小学校は3年生から6年生まで、3、4年生が移行措置として先ほどの教育長の答弁にありましたように年間15時間。そして、5、6年生が年間50時間の外国語活動ですけれども、3年生から6年生全ての小学校の全クラスで標準時間数100%配置しております。小学校に1名配置しております。中学校にも1名配置しておりますけれども、中学校のほうは教員が英語を話すことができるということもありまして、27.8%、授業時間数の配置をしております。当然、行き当たりばったりで授業をするわけにもいきませんので、ALTとの事前の打ち合わせ等もしながら、どういう目的、授業の時間内でどういう力をつけるために、こういった学習内容をどういう方法で、目的・内容・方法、何のために何をどう教えるのかというところを、いわゆるチームティーチングで分担しながら、あるいは協力しながら授業をしているところでございます。

主にALTの役割なんですけれども、主として指導者、当然学級担任ですけれども、ALTについては学級担任と英語でデモンストレーションを行うとか、あるいは児童と直接会話する、そして児童に英語が使えたという経験をさせたり、あるいはそっくりそのままネイティブスピーカーの発音ですので、聞かせて自然な表現をインプットさせるというような役割がございます。当然、先日の決算特別委員会でもお話ししましたが、授業

時間の中だけでなく、休憩時間とか、あるいは給食時間、掃除時間等、そういった中でも外国人のALTと自然な形で会話できるといったところも意図しながら配置させていただいております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ALTの配置についてはわかりましたが、新学習指導要領が遂行されますと、また英語以外にも新たなメニューが加わるとは思うんですね。それに対する準備とかを加えた上に、さらにALTの補助とかいろいろなアシストがあるにしても、5、6年生の学級担任の負担の過重化というのは避けられないと思いますが、担任の方からの実際そういうのをやってみて、これは難しいんじゃないかという、そういう声は出てきてないのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 今のところですね、直接あるいは先ほど教育長の答弁にもございましたように、校長を通して教員の思いや、あるいは教育活動のあり方、仕方等を伺っておるわけですが、来年度外国語の教科化になると、3、4年生の外国語活動が心配であるというような声は特にはお聞きしておりません。というのが、今まで現行の学習指導要領が平成20年に告示されてから、担任のほうで当然のごとく外国語活動をしてきております。先ほども教育長の答弁にありましたように、さまざまな準備もしております。そういった中での研修という話がありましたけれども、2年間そのために学級担任がスムーズに外国語の教科化、あるいは外国語活動ですね、授業できるように研修をしてきたわけでありまして、そこに参加している教員は少なくとも本当に意欲的にいい授業をしようと、そういった態度あるいは発言、あるいは行動で研修に参加していると考えております。

実際に5、6年生、さまざまな行事が、当然野外活動であるとか修学旅行、その他学校行事等、リーダーシップを発揮してもらうための指導が随分あるわけですが、実際の授業時間もですね、学校のほうでその他の授業時間以外の校務分掌についても、校長も配慮しまして、例えば、授業時間数でいえば特別支援学級が一番多いんですけども、一週間に28時間、29時間あります。例えば大竹小学校でいっても、規模でいえば一番多いのは、やはり4年生28時間、3年生27時間。次に2年生が26時間、最後に5年生と6年生は1年生と同じく25時間というふうになっています。これで次に外国語化、年間20時間増加しますけれども、そのあたりもまた加味しながら、その他の校務分掌等も配慮しながら特定の教員に業務が集中しないように、あるいはその教員の特性であるとか経験とか、成長を願った人材育成とか、そんないろいろなことを考えてまた学校のほうも適材適所に校内人事をしていこうと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 実施に向けての努力をされていることはよくわかりました。

先ほど教育長がおっしゃいました、他市町の動向も見ながらとおっしゃいましたが、私

が思うに、例えば専任教員を配置するのを新年度当初予算にもし計上したとなると、これは大きな目玉になると思うんですね。プレスリリースしたときに、新聞とかは多分大きく取り上げてくれると思いますし、ほかの動向じゃなくて、やるのなら積極的にやったほうがいいと思います。

それと市長も常々、人づくりに力点を置かれた答弁をされていますが、年間300万円が安い高いかはともかくとして、私は優先順位を非常に高いものだと思いますので、予算がないから、はいそうですかと引き下がるわけにはいかないと思っております。

例えば、同じ英語関係の予算で中学校教育振興事業（英語学力向上事業）に平成31年度に約80万円を計上するぐらいなら、1人でも専任教員を配置するのに300万円を計上しているほうが、私にはるかに効果が高いと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 外国語の教育に限った話ではございませんが、教育はまさに子供たちの健やかな成長を目的とするものでございます。

しかし、違う面から見ますと、今議員が御指摘のように町の魅力を感じる部分でも大変重要な要素であると考えております。

来年度からの学習指導要領の改訂のタイミングを捉えれば、外国語教育の効果を上げるためにどのように取り組むかが非常に大切になってこようかと思っております。今、御提案をいただきました英語担当教員の配置等につきましても、しっかりと教育委員会とも連携をし、今後とも対応を考えてまいりたいと思っております。御指摘、また御提案ありがとうございます。

○副議長（寺岡公章） 小中議員、最後です。

○4番（小中真樹雄） はい、わかりました。

とにかくできるだけ専任教員の配置の方向で努力していただけることを期待いたしまして、質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、13番、山崎年一議員。

〔13番 山崎年一議員 登壇〕

○13番（山崎年一） 会派くろがねの山崎でございます。広島西医療センターを含む、公立・公的病院等の再編・統合のリスト公表について問います。なお、午前中に行われました先輩議員の質問、できるだけ重複しないように心がけておりますが、また市長さんの御答弁など一部重複する部分もございますので御容赦くださいますようお願いいたします。

本年、9月26日に厚生労働省は全国の公立・公的病院の統廃合を含めた再編について、特に議論が必要とする分析をまとめ、424の病院名を公表いたしました。

広島県内では広島西医療センターを含む13病院、35.1%が診療実績が乏しいなどの理由で再検証要請対象医療機関として再編・統合の議論が必要とされました。政府の再編要請は団塊の世代が75歳以上になる2025年を目標に、医療費の増加を抑える視点から効率的な医療の体制をつくるのが目的で、対象となる医療機関を2020年9月までに取りまとめるよう都道府県に要請するとしております。

再編・統合というと、病院の統廃合もありますが、病床の削減や機能集約、連携なども含まれての提案ということが今回の特徴であります。国の地域医療構想の総論としては、2025年問題を見据えて、行政を削減による医療費の適正化と、もう1点は切れ目のない医療体制の構築という2つの問題がある中で、国の議論が病床削減による医療費の適正化に重点がされているとの批判があります。

一方で、地方では患者の受診行動や人口推移、高齢化の進行などを考慮しながら2次医療圏を基本とし、構想区域ごとに高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの病床機能について、2025年を見据えた需給ギャップを示し、在宅を含めて課題を考えることに主眼を置かれております。

公立・公的病院の再編は、都道府県ごとにまとめた地域医療構想の一環で、厚生労働省は全国1,652の公立・公的病院のうち、1,455病院について注意項目の診療実績を分析。手術件数が一定の水準未達の病院や車で高速道路を使って20分圏内に同程度の実績の病院が複数ある場合も要請対象としました。Aを診療実績が特に少ないと定義し、9項目。Bを類似かつ近接する診療科があると定義し、6項目を比較・調査した結果、Aに該当した病院が277、Bに該当した病院が307、AにもBにも両方該当した病院が160病院としております。その集約されたものが424病院ということであります。

しかし、この国が参考にした診療実績の比較データは救急車の受け入れ件数以外の全ての項目のほとんどが2017年6月の1カ月分だけであったことから、医療関係者の中でも診療実績のデータが適切ではなかったのではないかと、患者・地域・病院の実情を全く考慮していない、そもそも6月の1カ月だけの診療実績で病院や地域の未来を左右するのは問題だなどの意見が噴出しております。

また、救急病院から病院までの救急搬送に要する平均時間を12分と説明しながら、その時間よりも長い20分を近接する医療機関と定義していることも妥当性、相当性を欠いている。地域の医療や介護を取り巻く実情、医師の不足などによる診療実績への影響なども全く考慮されていない机上の空論だと指摘される方もいらっしゃいます。

リストの公表を受けて、独立行政法人国立病院機構の理事長は職員向けのメッセージを寄せられました。公表対象となった各病院について、今後、地域医療構想調整会議において診療機能の存続の必要性や病床の適正規模などを協議し、当該病院の方向を検討して決定していくことになる。各病院としては、2025年のさらに先を見据え、地域の中での人員の機能の必要性等について、引き続き地域で必要と評価されるよう、合理的な説明を行っていく必要があります。患者さんへ最善の医療を提供していただき、院内一丸となって自院の地域における役割のさらなる確立に向けて進んでいただくようお願いしたい。こういったメッセージを寄せられました。

名指しされた医療機関は、どの病院も地域になくしてはならない役割を果たしています。そのことは私たち地域の住民が一番よく理解をしております。利用されている患者やその家族にとってはもちろん、住民にとっても身近な医療機関が縮小や廃止、あるいは再編ということになれば大きな問題であります。誰もがどこでも安心して医療が受けられる体制をしっかりとつくっていく、守っていくということが、私たちに課せられた任務ではない

かと考えます。

初めに問います。広島西医療センターを含めた公立・公的病院等の再編・統合のリストの発表を受けて、どのように受けとめられましたか。厚生労働省は都道府県と医療機関などによる協議で、病床削減や隣接する医療機関同士での診療科の統合などを含め、来年9月までに取りまとめるよう要請されています。地域住民にとっては診療科目の削減や病床の削減は大きな負担と不安を巻き起こします。

2点目に伺います。来年9月では残り10カ月しかありません。医療関係者の中では、来年9月までの集約は不可能、あるいは撤回を求める声もあります。この拙速な取りまとめについて、どのようにお考えでしょうか。

たび重なる患者の負担増加で、医療を受けたくても受けられない受診抑制の実態も広がっていると言われていています。地域ごとに異なる事由を無視して病床削減計画ありきの姿勢では、国民の命を守る国の責任を放棄するものだとの指摘もあります。地方自治体が人口減少に歯どめをかけ、必死で人口増加など過疎対策に取り組んでいる最中であり、そのような折の基幹病院の統廃合の騒動は、地方自治体の取り組みに冷や水をぶっかけるようなものであります。

近年、各地で起きている自然災害による人的被害に対しても、公立・公的病院は、その地域で大きな役割を果たしています。基幹病院の再編・統合は、人口流出を加速化する懸念が大きく、地域経済の衰退につながります。とりわけ高齢患者にとっては何よりも病院までの交通手段と所要時間が大きな問題であります。

地域医療が消えれば、町は人が住まなくなります。民間では採算の合わない人口減少の進む地方だからこそ、公的責任で医療を保障することが求められています。

3点目に伺います。厚生労働省の病床機能報告によると、広島西地域では2016年の病床数2,169床から2025年には1,559床以上となっています。実に610床、約28%も削減する計画になっております。このような計画では地域医療が崩壊するのではないかと危惧します。地域医療構想を進める厚生労働省に対して、地域医療を守る立場から自治体の思いをお伺いいたします。

広島西医療センターは開放型病床など13もの機能を備え、診療科目は23科目を設置されています。広島西医療圏の中核病院としての役割を担われ、病院規模も600名を超える職員数となり、地域貢献においても欠かすことのできない病院となっております。また、各市の機関指定を受けられ、2014年からは本市と連携され、病児・病後児保育も委託事業として取り組まれています。地域住民とのつながりにも積極的に取り組まれています。公開講座の開催やセンター祭り、地域スポーツイベントへの積極的な参加など、地域コミュニティーにも中心的な役割を果たされています。

また、広島西医療センターは診療報酬の改訂で一時期赤字でありましたが、2017年に黒字転換され、順調な経営が続いている中での今回のリストの公表でありました。職員の中でも、何でうちの病院がと多くの職員さんが首をかしげていらっしゃるかと伺っています。最近では、初期臨床研修医や看護師などの人材確保も順調です。大学や養成機関からの実習、見学も多くの皆さんが参加されているようであり、人の集まる施設としても高く

評価されている地域住民のよりどころ、それが広島西医療センターであります。

このような評価が高い広島西医療センターが再編・統合の施設対象として名指しで公表されたことは、病院従事者のみならず、私たち地域住民にとっても大きなショックであります。地域住民の中では大きな不安が広がっています。患者や病院関係者、地域住民の不安をどのように解消し、克服していくのか、こういった取り組みについてお伺いいたします。

広島西医療センターは近隣自治体が協力し、財政面からも地域医療を支えてきた経緯もあります。そういったことから、近隣自治体が協力し合い、今回の再編・統合問題に取り組む必要があると思いますが、そういった近隣自治体との連携等についてももしっかりと行う必要があるのではないかと思います、この点についてお考えをお伺いします。

最後に、厚生労働省に対して、再編・統合の必要性について、特に議論が必要な公立・公的医療機関等の名簿の撤回を求めるべきと考えますが、お考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 去る11月20日、山崎議員と同じ疑問、危惧を持ちまして、厚生労働省本省のほうにまいらせていただき、いろんな話を聞かせていただき、勉強させていただき、また言うべきことは話をさせていただきました。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。山本議員への答弁と重複する内容がありますが、御了承いただきたいと思います。

本年、9月26日の厚生労働省の公表は、国や県からの事前連絡は全くなく、唐突に行われました。市も、報道機関からの問い合わせで初めて知ったという状況で、急遽、情報収集をしたところでございます。

厚生労働省は、がんや心疾患など9項目の診療実績を調査し、全項目で実績が低いという診療実績と、6項目で診療実績の似た病院が車で20分以内の場所にあるという地理的条件のいずれかに該当する公立・公的病院を再編・統合の対象として機械的に選定し、公表したものでございます。

広島西医療センターは、J A広島総合病院で車で20分以内の場所にあるということで、2つ目の地理的条件に該当し、再編・統合の議論が必要とされました。なお、車で20分以内という要件については、高速道路の利用も含まれるようでございます。

次に、2025年問題に向けての取り組みについてでございます。

2025年には、団塊世代の方が75歳以上になります。国民の3人に1人が65歳以上に、そして5人に1人が75歳以上になると推計されており、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができないと見込まれています。

このため、地域医療構想では限られた医療資源を効果的に活用するため、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することが求められています。

今回公表された公立・公的病院には、期待されている機能と病床数を再検証するよう求められており、複数自治体で構成する二次保健医療圏域での調整会議において、地域性を

含めて協議することとなっています。

本市の場合は、本市と廿日市市を圏域とする広島西地域医療構想調整会議において、再検証することになります。市としましては、広島西医療センターは大竹市の医療提供体制には、必要不可欠であるとの考えを基本として協議に参加したいと考えております。

また、医療や介護が必要のない元気な高齢者をふやす取り組みや、身近な地域で医療・介護のサービスを受けられる地域包括ケアの体制整備などもあわせて、市民の皆様が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、一体的に取り組んでまいります。

最後に、市民や関係者の不安の解消についてです。

既に新聞報道などもされておりますが、広島西医療センターは、急性期の症例数は他の病院より少ないといたしましても、地域のニーズの高さは病床稼働率が証明している。近隣病院はそれぞれ得意分野が異なる。すみ分けはできていると反論されています。

また、厚生労働省は今回の取り組みは、一定の条件を設定して急性期機能などに関する医療機関について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数などについて再検証をお願いするものであり、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないことや、今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら地域医療構想調整会議の議論を活性化し、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと述べています。

市民の皆様の不安を解消するため、広島西医療センターとともに、広島西地域医療構想調整会議において、しっかりと市の考えを主張してまいります。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。最後にお伺いしました厚生労働省に対して、再編・統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等の名簿の撤回を求めるとのことへのお返事は、結局そういうことは考えていないという判断でよろしいかということを確認させてください。

それで、公立・公的病院の再編・統合の発表を受けてですね、全国自治体病院協議会会長の小熊豊氏は、このような方法で診療実績を判断すると、地方で小規模の公立・公的病院は全てフラグが立つ。小規模でも地域で必要な役割を果たしているケースがほとんど。地方では人口減少が進む将来のニーズを踏まえながら機能や病床数を再検討するということとは述べられています。また、全国自治会、全国市長会、全国町村会長は、3会長連盟ですね、地域の個別需要を踏まえず、全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編・統合されることにつながりかねず、極めて遺憾との抗議の声を上げられるなど、厳しい批判が相次いでおります。また、全日本国立医療労働組合は、リスト公表の翌日に声明文を出されました。

厚生労働省は2025年の病床数を今より約5万床ほど少ない119万床程度に削減していく計画を推進しています。しかし、病床削減計画の策定が思うように進まない中で、自治体病院など公的医療機関を標的にした再編・統合を押しつけようとしています。今回の対象



病院を選定する根拠となった診療実績の分析は、地域の医療や介護を取り巻く実情や医師・看護師不足などによる影響などが全く考慮されておらず、公的医療機関の縮小再編ありきの机上の空論であり、断じて認められませんなどと、リスト公表と再編に抗議をされています。

全国からの批判を受けて、厚生労働省は30日に中国四国地方で関係者との意見交換会を開かれました。270人が参加し、厚生労働省側は医療提供を次世代に引き継ぐための地域の議論を活性化する目的で公表したと理解を求めたが、会場からは理不尽なやり方だとの批判が相次いだ。この説明会には本市からも担当の方が出席されたのではないかと思います。その内容と現場の状況等についてお伺いをいたします。

それから、このリストにつきましては暫定版でありまして、今後、確定版を通知するとされております。本市には広島西医療センターがあり、住民の関心も非常に高いと思いますし、再編・統合のリストに公表された病院が立地しております。そういった自治体でありますから、確定版の資料提供は当然にあるものと考えますが、確定版については受け取られていますか。また、その確定版を受け取られたら議会にも提示をしていただけますか。そのことについて、一緒にお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、岡山市でありました意見交換会について御説明いたします。

当日は中国四国地域医療構想関係者392名が参加しております。厚生労働省大臣官房審議官より冒頭挨拶で、今回の公表は唐突で事前説明がなかったという指摘や住民の不安を招いたことをお詫びする。これらの意見を真摯に受けとめ、今後はデータを公表した趣旨を丁寧に伝えていきたい。今回のデータは全国一律に分析したもので、地域のニーズや実情を踏まえていないことを前提として議論を深めていってほしい。あくまでも議論を活性化するために公表したものであり、再編・統合を強制するものではない。医療構想は2025年や2040年の人口構成や医療ニーズの変化を見据え、中長期的に効率的・効果的な医療体制の構築を地域の实情に応じて医療機関の自主的な取り組みと地域医療構想会議での協議によって推進することが求められる。活発な議論をお願いするとともに、実施に向けて国も必要な支援を行いたいと述べられております。

そして、意見交換会では病院や自治体に相談なく、自分たちの物差しをつくって、はみ出したところを一方的に公表するのは理不尽である。報道で医療機関名が出た地域の住民やスタッフが不安を抱くのは当然で、今後、どのように不安を解消していくつもりなのか。平成29年6月のみの数値を使って算出しており、ずさんなデータで判断され、残念である。診療実績が特に少ないという言葉による風評被害により、既に患者が減っているなど、一連の厚生労働省の対応の手順や考え方への不満が相次いで寄せられておりました。

そして民間病院のデータも公表すべきという意見も出ましたが、民間病院には公立・公的病院と同じ役割を期待しているわけではない。民間病院データの取り扱いについては、しっかりと整理して慎重に対応したいという回答がありました。

それともう一つの御質問です。今回出されたデータが暫定版であり、今後、確定版が出

されると聞いているがという御質問ですけれども、このあたり県のほうにも再度確認させていただきましたが、現段階では、確定版を出すというような情報は得ておりません。ですので、今回出されたデータをもとに協議を深めて、新たに再検証をするという方向でいくものと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 岡山県で開催された説明会の状況というのは、詳しく御説明をいただきましてありがとうございます。大変、医療機関の方あるいは自治体関係者からもですね、かなりの批判が出たということで、地域医療確保に関する国と地方の協議の場（第2回）が11月12日に開催されましたが、この席に全国7ブロックで開催された場所の意見交換の意見が資料として出されておりました。課長御報告のように、大変厳しい意見が出たということは察せられております。

それですね、今回の問題は先ほど課長の報告にもありました、民間病院のリストのことであります。要するに今、厚生労働省は公立・公的病院のリストだけ公表したわけがあります。そして、民間の病院のリストについては民間病院の医師会や、あるいは医療関係団体からも強烈な反対があります。ですからなかなか発表することができない。一方で、公立・公的病院のリストを発表した。そのことが結果として公立・公的病院だけ先行して再編・統合のまないたの上に乗せる。しかし民間病院については上げないというのが今の状況であります。

地域医療構想の実現に向けた真摯な検討を促すのであれば、公立病院と公的病院のデータと一緒に民間の病院のデータも発表するべきだという、こんな指摘は有識者の中でも指摘されておりました。また、このような指摘が私的を得ていると思うわけです。地域医療は、その地域に存在する公的あるいは民間の医療機関や施設がともに支えており、再編の検討に当たっては、公立も民間も一緒になって取り組むべきであります。

しかし、公表されたのは公立・公的病院のデータだけあります。標的は公立・公的病院で民間病院よりもコントロールしやすい上に、特に自治体病院は赤字体質で地方財政を圧迫している事例がみられます。地域医療構想に関するワーキンググループの構成員の日本医師会副会長の中川俊男さんは、9月28日の第61回全日本病学院会のシンポジウムで今回のリスト公表に触れられ、調整会議の議論を活性化する、それが目的の9割だと、こう思っていると発言されています。一方で、また社会保障財源や国の財政を考えると、約8,000億円も投入している公立病院の現状を踏まえれば、民間病院で代替可能な場合、公立・公的病院が引くというのは普通の発想ではないか、こういった発言もされています。明らかに公立・公的病院と民間病院を一緒に議論させるまないたの上には置かない。公立病院を先にやる。民間病院はその議論の対象から外すんだ。これが日本医師会副会長の中川俊男さんの意図と取れる発言をしていらっしゃるわけですね。厚生労働省の狙いは補助金や助成金など、公的資金が投入されている公立・公的病院のデータを公表することで、公立・公的病院の審議を先行させるとともに、公立・公的病院だけ先行して再編の審議を深めるという指摘のとおりであります。

こういった指摘や懸念に対しては、どのようにお考えでしょうか。また、国や県に対してこのような理不尽な進め方に異議を申し入れるべきではありませんか。自治体の担当者として、あるいは担当課としてどのように考えられていらっしゃるかをお伺いします。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 民間病院のデータの公表についてでございますけれども、11月20日付の国保新聞のほうに、12日に全国自治会など地方3団体と総務省厚生労働省の両省による地域医療確保に関する国と地方の協議の場が設けられたと書いてありました。

それによりますと、地方での議論に役立つよう、民間病院データを公表する方針を国のほうが示したと国保新聞には載っております。ただ、内容や公表時期については民間データの具体案がどういう形になるのかも含めて、今後、地方3団体に相談したいと述べるにとどまっておりますけれども、一応のところ民間病院データは公表する方針とこちらの新聞では情報は得ております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 今後、公表するということのようにありますが、私はなかなかそうはいかないだろうと思います。

総務省、厚生労働省が開催した、先ほどの第2回地域医療確保に関する国と地方の協議の場。これでは全国市長会の立谷会長が、民間病院のデータの公表については、地域医療を担っている市町村にも考慮し、特に慎重に扱うべきと発言されております。全国知事会社会保障常任委員会委員長の鳥取県知事の平井伸治委員が提出された資料、地域医療確保に向けた今後の進め方に関する意見によりますと、地域医療構想の実現に当たっては、公立・公的病院のみならず、民間病院も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うことが重要であり、その趣旨を改めて明確にすることに、地域における議論を進めるためには、当然ながら公立・公的病院のみならず、民間病院を含めた病院全体のデータが必要不可欠であるが、その分析方法については地域の実態を十分に踏まえたものでなければならない。しかしながら、厚生労働省がまだこうした基礎的な情報の開示を行わないため、地域の実情を踏まえた協議を行い、関係者間の合意を得るための十分な時間を確保できる状態になく、このままでは厚生労働省が一方向的に設定した期限に間に合うことは困難な情勢となっている。各地域に地域医療構想実現に向けた合意形成をしてもらうのであれば、民間病院についても公立・公的病院と同様の情報を早急に公表するなどの必要な情報開示を行い、実りある地域医療の調整が図られるよう環境を整えること、こういった申し入れをされております。

そういったことから民間病院のリスト公表について、賛成、反対のそれぞれの利害関係団体が刃を突き合わせておるといった状況の中で、厚生労働省が右往左往しておるといのが現在の実態のような気がします。

そういった中で私たちは地域医療をしっかりと守っていかなければなりません。当然、広島西医療センターがなくなるとは思ってませんが、今後、診療科目の移転あるいは病床の転換、あるいは削減というのは、先ほど言いました西医療圏、大竹市、廿日市市

だけで610床を削減するわけでありますから、私たち地域住民にとっては大変大きな問題であります。本当にこれから2025年に向けて、この削減計画が実施されれば、私は住民に大変な負担を強いることになると思います。病気になっても病院にかかれない、入院しようにも入院受け入れてもらえるところがない、そういった状況が私たちの生活に日々迫っていると考えるわけであります。ぜひとも、地域住民の地域医療、健康を守る意味からも、引き続きしっかりと住民の立場に立って医療の再編に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、私は引き続きしっかりと地域医療を守り、住民の皆さんの健康と安心・安全をしっかりと皆さん方と一緒に議論をしていきたいということをお約束いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は15時といたします。御参集をお願いします。休憩。

~~~~~○~~~~~

14時38分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、2番、藤川和弘議員。

〔2番 藤川和弘議員 登壇〕

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。私は大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにというテーマに基づいて質問させていただきます。

世界文化遺産に指定しております宮島は、廿日市市の調べで平成29年度の来島者数が456万5,732人で過去最多でございました。続いて、岩国市観光振興課の調べでは、平成29年度の岩国市の観光客数は332万9,275人でございました。そのうちの47.59%の方が、広島・宮島から岩国へ、もしくは岩国から広島・宮島に移動しております。ということは、約150万人の方が大竹市を素通りしていることとなります。それも移動手段の多くは乗用車、または二輪車です。その約150万人の方のうち、何名が大竹市に立ち寄ってくれているのでしょうか。私は、それほど多くないと感じています。

大竹市の隣、廿日市市には世界文化遺産、厳島神社があります。岩国市には錦帯橋があり、岩国錦帯橋空港もあります。大竹市を通過しております2号線沿いには、大竹インターチェンジがあります。大竹市には山、川、海、島があります。晴海臨海公園には巨大な遊具もあり、近くに小方港があり、阿多田島汽船もございます。

私は、このような立地条件はほかの市町にはないと思っております。また、大竹市には養殖収穫漁、阿多田産のハマチ、広島県で1位。阿多田産の真鯛、広島県で1位。玖波・阿多田産のカキ、広島県で5位。阿多田産のイワシの漁獲量、広島県で2位。大竹市でこれだけの収穫、漁獲量があるんです。大竹市にはブランドハマチ、あたたハマチtoレモンもございます。大竹市には和紙もあります。まだまだたくさん大竹市のよいところはあり

ますが、私はこれらの条件をうまく使って、大竹市を広島県の西の玄関、観光の出入り口として、大竹市を素通りのまちから立ち寄ってもらうまちにしたいと考えます。

今後、小方駅の話も出てくるかと思いますが、私の思いは小方地区に小方駅だけではもったいない、小方地区をもっと有効に活用していただき、大竹市から宮島に行けるフェリーの運航、瀬戸内海でとれた新鮮な海の幸を集め、地元の方、観光目的の方が立ち寄れる販売所。イメージは下関の唐戸市場のような巨大な販売所です。さらに、海水浴場、イメージは由宇海岸、みなとオアシスゆう。みなとオアシスゆうには夏だけではありません。1年を通して人が集まっております。これらをつくり、大竹市に立ち寄っていただければ、大竹市の観光にも目が向き、大竹市のにぎわいにつながるのではないかと考えております。

また、インターネットで検索しておりますと、平成29年度市町職員指導養成研修政策課題研究報告書、大竹という遊び方、ものづくりから地域巡りのまちへといいますタイトルのページを見つけました。その中に知名度という名のくくりで県内14市の知名度ランキングがございました。大竹市は残念ながら最下位の14位。次に、県内でのポジションとの名のくくりで、平成27年の大竹市の観光客数も14市のうち14番目、最下位となっております。広島県の調べで、平成30年観光消費額、廿日市市の観光消費額は1人当たり3,540円に対しまして、大竹市の観光消費額は1人当たり868円でございました。

私は、これまでの生き方でこのような状況を知ろうとすることもなく生きてまいりましたので、これらの結果を見て驚きを隠せませんでした。

そこで問わせていただきます。大竹市の知名度を上げ、大竹市の観光客数を伸ばし、大竹市を素通りのまちから立ち寄ってもらうまちにするために、本市はこれまでにどのような取り組みをしてきたのか。また、今の現状をどうお考えなのか。そして、これからどのような取り組みをしていくのかを伺わせていただき、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 藤川議員におかれましては、新人議員として初めての一般質問。誇りに思われる町をどうつくっていくのか。市民を代表される議員の皆様方とともに、夢を持って前に進めていきたい、そのように感じます。御質問ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えいたします。

本市は、広島市の平和公園や廿日市市の宮島、岩国市の錦帯橋のように、国内外の多くの方に知られ、単体でもインパクトのある観光拠点となり得る施設・資源には恵まれておりません。

しかしながら、本市は自然環境に恵まれ、小瀬川沿いの蛇喰磐、弥栄峡、また三倉岳や、これら周辺のキャンプ場など、自然を生かした観光資源があります。また、沿岸部には大型遊具や各種スポーツ施設を備えた晴海臨海公園や、史跡・文化財などの観光資源が点在しております。

こうしたことから、本市では市内の方を初め、岩国市、廿日市市、広島市など、広島・山口両県の近隣の方を主なターゲットとして、ゆっくりと時間を過ごし、楽しんでいただ

くことを目的とした観光PRを行っているところでございます。

具体的な取り組みとしては、市ホームページへの観光情報の掲載のほか、観光パンフレットを作成し、市内公共施設だけでなく、広島駅、広島港、ひろしま夢プラザ、ジ・アウトレットなど、市外の施設にも設置するとともに各種イベントでも配布しております。

また、広域的な観光振興を目的とした広島県観光連盟や広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会等に参加し、雑誌るぶやじゃらん、フェイスブックひろたび、ウェブじゃらんネットなどのメディアを活用した観光PRにも努めているところでございます。

これらの取り組みの結果、本市の観光客数は増加傾向にあり、平成30年度の観光客数は約43万人となっています。昨年度は災害の影響もあったと思いますが、県内では唯一、観光客数が増加しています。

しかしながら、冒頭に申し上げましたように近隣市町ほど有名な観光資源がありません。遠方から宮島や錦帯橋などに訪れた方々が、本市に足を伸ばす、立ち寄っていただくために大きなビジョンを示していただきました。ありがとうございます。

小方地区のまちづくりについては、平成29年3月に基本構想を策定しています。アンケートやワークショップなどで、議員の皆様や市民の皆様方のアイデアを伺い、小・中学校跡地などの遊休地をゾーニングしています。国道西側を居住ゾーン、東側をにぎわい交流ゾーンとし、基本的には民間活力によって整備・開発する方針としています。なお、基本構想を策定する過程で、宮島との航路について簡単なニーズ調査を行っております。

遊休地は国道に面しており、沿岸部に一定の面積を有する貴重な土地でございます。小方地区だけでなく、市全体を活性化させる起爆剤として効果的に活用したいとの思いを持っています。

JR新駅の設置をまちづくりの前提と位置づけており、実現すれば居住ゾーンは駅直結の一等地となります。にぎわい交流ゾーンもJRでの往来を想定すれば活用の幅を広げることができます。あわせて新駅には晴海方面とのアクセス道も必要になると考えています。

しかしながら、新駅は技術的には設置可能であることを確認していますが、厳密な位置や附帯施設の規模などは決まっていません。また、周辺には個人が所有される土地もあり、開発ができる状態となるには一定の時間を要します。したがって、比較的影響の少ないにぎわい交流ゾーンの整備を優先して進めることとしています。

平成29年度には、にぎわい創出に有効と思われる機能・施設を抽出し、運営事業者等への市場調査を実施しています。幾つか前向きなお話もいただきましたが、本市の魅力向上につながるような具体的な提案には至っていません。

そこで、別の切り口として道の駅も活用策の1つと考えています。その場合は、道路附帯施設として一定面積の駐車場やトイレなどを国が整備いたします。集客のための地域振興施設は地元自治体が整備することになります。この施設をどのようなものとしていくかは、さまざまな方の御意見をお聞きしながら、実現性や継続性、整備手法などを総合的に検討していくこととなりますが、海が近いという特性からすれば、阿多田島などの海産資源も大きな魅力になるものと感じます。

新駅や道路の新設、各ゾーンの整備など、小方地区のまちづくりのためには関係機関等

との協議・調整を重ねながら、一つずつ壁を越えていかなければなりません。具体的な整備の時期をお示しすることはできませんが、新駅を中心として、晴海臨海公園や県有地、既存の商業施設、亀居公園、錦龍の滝など近接する観光資源と相互に連動させて、市外・県外からも来てみたい、市民の皆様にも喜びや安らぎを感じていただけるものとなるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

大竹市のたくさんさんのPR、聞いてびっくりしました。数多くPRしていただいております。ありがとうございます。今後です、大竹市をにぎわいのある町にするために、市長の言われたとおりのいろんな角度から大竹市を見ていただき、大竹市を素通りの町から立ち寄ってもらえる町にするために、いろんなことに取り組んでいただき、ぜひいろんな角度から調査して行ってほしいと思います。

何度も言いますが、隣まちには世界遺産に指定されております宮島、厳島神社があり、年間約456万人の方が世界中から集まっております。すぐそば、隣のまちには人が集まってにぎわっているんです。その多くの観光客に、この大竹市にもぜひ目を向けてもらいたい。そのために何をすればいいのか。

県内に宮島便がある港は宮島口、大野、広島港、平和公園、マリーナホップ、どれもインターチェンジは近くありません。大竹市はインターチェンジのすぐそばに港があります。観光バスを呼び込める広い土地があります。先ほども言わせていただきましたが、観光消費額868円を伸ばすためには、大竹市に立ち寄ってもらう魅力のあるものが必要です。

去年は晴海臨海公園に巨大な遊具をつくっていただきました。さらに求めるものは、小方駅、大竹宮島便フェリー、海産物やお土産を扱う巨大な販売所、ドライブやツーリング、観光バスが立ち寄れる巨大な駐車場、景色のよい海水浴場、温泉宿泊施設ほか、たくさんの方が考えられると思いますが、これらが総合して大竹市にあれば、大竹市を広島県の西の玄関、観光の出入り口として、大竹市は素通りのまちから立ち寄ってもらうまちになれると信じております。

私もやっていることなのですが、広島県に観光するといたしまして、インターネットを使い観光検索をします。広島に観光するならば、広島観光と検索いたします。上位には、宮島、厳島神社、原爆ドーム、平和公園、広島城が出てまいります。例えば厳島神社に行ってみようと思ったとき、行き先の近くにある、いいところがないかを探します。その近くのいいところに大竹市が名乗りを上げてほしいのです。同じ県内に原爆ドーム、平和公園、広島城があり、隣まちに世界中から集まる観光地、世界遺産厳島神社があるんです。これらをスーパーマンと言わせていただくと、せっかくスーパーマンが近くにいるんですから。広島・宮島、岩国を通過する2号線沿いには大竹インターチェンジもあります。小方地区にはまだ土地もあります。もっと小方地区を活用していただき、広島県の西の玄関としてぜひ大竹市の立地条件をうまく活用していただければと思います。

最後にお聞きいたします。大竹・宮島便フェリーの運航の話は、私が若いときに話を聞

いたことがあるのですが、過去において大竹・宮島便のフェリー運航の構想の話はあったのでしょうか。もし、構想があったのであれば、なぜ実現しなかったのか。構想が出ていないのであれば、これから大竹・宮島便フェリー運行構想のお考えはあるのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 宮島便の航路についてでございます。導入に向け、構想を掲げて、具体的に検討したという話は聞いたことがありません。

今後、宮島便を運行する可能性でございますが、現状では小方港の駐車場が限られており、ニーズや採算性を考えますと運行する可能性は低いものと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。少し残念なお話だったのですが、私もですね、先ほどから思いばかりを言っておりますが、多額のお金がかかることですし、大竹市民の皆様のご理解も必要ですが、やはり大竹市をにぎわいある町にするためにですね、ぜひ調査をしていただいてですね、大竹・宮島便フェリー、前向きに考えてほしいと思います。

最後になりますが、私は地元の友達と大竹市についてよく話をいたします。頻繁に出る話題の中に、大竹市は何もないよのお。あれもないしこれもないし、いつもこの話題が出てまいります。ですが最終的には、じゃが大竹市はええところいや。平和なまちじゃし住みやすいよのおと。そうなんです、大竹市はとてもよいまちです。東洋経済新報社発行の都市データブック2018、住みよさランキングでは、大竹市は広島県内の市の中で4年連続の1位でございます。一番大切で大変な安心、安全、住みよいまち、私はクリアしていると思っております。ぜひ、次のステップに進んでいただいて、古きよき大竹市を大切に守りながら、新しい大きなことにチャレンジしていただいて、わがまちプランのキャッチコピー、笑顔・元気・輝く大竹を目指し、たくさんの方に立ち寄ってもらい、大竹市をにぎわいのあるまちにしてほしいと思います。

以上、私の思いを言わせていただき質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、14番、日域究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） くろがねの日域でございます。

今回は谷和地区から出されました、大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情について、少々伺ってみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

100年に一度の自然災害が恒例行事のように毎年襲ってくるようになりました。温暖化の影響だと確信せざるを得ない状況ですけれども、そうした中で世界の国々と協力して温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出を減らすことが必要です。

しかし、残念なことに、日本はその対応が不十分。日本は今もって石炭火力発電所を推進しようとしていることから、国連の気候変動サミットで安倍首相の演説が断られたと言われております。



さらに、原発がとまったその穴を埋めているのは、古い石油火力発電所のフル稼働というありさまです。どう考えてもよろしくありません。

そんな中であって進むべきものの1つが太陽光発電の推進なのではありますが、だからと言ってこれをつくればよいというものではありません。フラットな空き地があつて、そこにソーラーパネルを並べるのであれば何の問題もないのですが、山林の開発の場合、よく考えなければなりません。CO<sub>2</sub>削減に有効なのは何といても森林です。その森林を壊してソーラーパネルを並べるということは、アクセルとブレーキを同時に踏むような愚かな行為という面があります。ましてやその開発工事が未完成に終われば、まさに最悪です。これだけは絶対に防がなくてはなりません。何を隠そう、今回の谷和地区の問題は、そんな案件のようにも思えるのです。

しかも今回の谷和地区について言えば、反対している地元の地権者は、もしこの事業に参加すれば利益を手にする方たちです。つまり、計画をしているのはみずからの利益最優先の東京の会社。そしてそれに反対しているのは自分たちの直接的利益をかなぐり捨てても自然環境を守ろうとしている地元の方たちです。本当に美しいのはどちらなのか、そう考えながらおつき合ください。

質問を分けてみました。

1番目、今回、日本美しい国環境発電合同会社が広島県に対して、谷和地区における林地開発許可申請をしていることがわかりました。許可権者である広島県は、森林法及び行政手続法によって定められた自治事務として条件を満たす場合は、速やかに許可しなければならない立場にあります。

しかし、大竹市は違います。大竹市には林地開発の許可権限はなく、森林法には縛られません。ですから、大竹市民の命と財産を守るという市政の原点に立って、この陳情に対応できる立場なのです。

ここでは、森林法で許可されるということと、事業が成功するとか、その事業が社会のためになっているということとは別の話であることの認識が大切だと思います。

市長は森林法ではなく、大竹市民の命と財産を守るという立場に立ち位置で判断されますでしょうか、お尋ねいたします。

2番目、廿日市市大野宇嵐谷地区のソーラーパネルの開発では、許可権者の廿日市市から意見を求められて、当初大竹市は意見なしと回答しました。その責任を問うつもりはもちろありませんが、現在の悲惨とも思える状況を見て、せめて感想は述べてほしいと思います。まさかあんなになるとは思っておられなかったと推測するのですがいかがでしょうか、お尋ねします。

3番目、今回の谷和地区の件ですが、地元は大反対です。その点で地元が同意した嵐谷地区よりも条件は厳しいと感じます。経産省から再生可能エネルギーの認定を受けていても稼働がおくれたら認定が失効になる、そのような法改正を来年度に行うと最近報道されました。仮にそうなれば有利な売電単価の権利は消えてしまいます。その法改正がなされなくても、つまり現行ルールのままでも買い取り制度が始まった当初の認定については、売電事業が稼働しなくても買い取り期間の20年の時計が来年には動き始め、大切な買い取

り期間が経過し初めます。したがって事業開始がおくれればおくれるほど採算は低下することになります。

仮に県が林地開発を許可したとしても、地元の大反対の中で事業を推進することは至難のわざです。そうなれば、ここでもまた未完成のまま開発が放置される懸念はないでしょうか。一度ならず、二度までもそんなことが起これば、市民の命と財産を守るという大竹市の役割と反対になってしまいます。

林地開発の許可を出す県の立場としても、開発が途中で放置されることは大きな懸念材料のようですが、大竹市としてその点をどのようにお考えかお尋ねいたします。

4番目、嵐谷地区はまさに他山の石です。経験を生かさない手はありません。その嵐谷地区では当初の計画になかった物が持ち込まれ、ある時期、それを今、撤去させていると廿日市市の職員から私は電話で聞いた記憶があります。それが何かはわかりません。それとはまた別に、栗谷地区の住民からは夜になると大きなトラックが何かを運び込んでいたという話も聞きました。私に、相談した人は調べようにも恐ろしいから誰もよう聞かんのよとも言っていました。

つまり、夜持ち込んだ物が仮にあったとしても、それが計画外の物であるか否かはわかりません。そして皆さんが言うことがどこまで本当か、その実態は闇の中です。

ただ、問題は怖くて聞けないということです。このようなことが起こらないように、夜間の物資の搬入を規制するとか、チェックのために工事現場の立ち入りを認めるなどのことを県に意見として述べるお考えはありませんでしょうか。

また、今回の一般質問のヒアリングの中の話でも、業者の方は大竹市役所に来ているようです。そこで伝えてもらっても構いません。正しい情報を共有してこそ、住民も正しい判断ができます。地元の住民に恐怖心や猜疑心を与えたとすれば、業者にも問題があります。この点、いかがでしょうか。

次です。担保や保証ということですが、嵐谷地区は現在、一応事業の途中です。現在ですね。最終的には業者が責任を持って開発するか、さもなくば原状回復、つまりもとの状態に戻すかをすべきですよ、どう考えても。しかし、今の様子では何とかなるであろうという安心感は感じられません。最悪の場合でも原状回復できるだけの資金準備がどこかに必要ではないでしょうか。

谷和地区においては、ソーラーパネルの事業者は何と資本金11万円の合同会社です。何の力もありそうにないペーパーカンパニーです。大竹市もそのことを踏まえて安心感を得られるように県に意見を述べていただけますでしょうか。

最後に、これはヒアリングの後で聞いたことなので、通告のときに言ってませんが、11月18日に大竹市の職員さん2名が谷和地区に行かれています。市の職員さん以外にも10名ほどいたように聞いております。

しかし、その2日後にあった総務文教委員政策研究会で産業振興課長さんはそのことに一切言及されませんでした。都合の悪いことは言わないという姿勢なのであれば、不信感が募ります。市職員さんたちの谷和地区行きは一体何のためだったのでしょうか。ここでは包み隠さずお話しいただきたいと思います。

とりあえず壇上での質問はここまでといたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 用意した答弁書を発表させていただきます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

森林は水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的な機能を有しており、開発により、これらの機能が失われた場合には回復が非常に困難なものになります。このため、森林の開発行為を行う際には森林の有する役割を維持できるように適切に行うことが必要とされています。林地開発許可制度は、このような観点から森林の適正な利用の確保を目的とした制度です。

まちづくりにおいて、市民の生命と財産を守ることは行政の大原則となるものと考えております。この視点に立ち、対応することは当然であると考えております。

谷和地区の林地開発の許可権者である広島県から、林地開発許可申請に関する意見について照会がありましたが、地区住民の皆様が懸念している水質などの環境汚染の防止、適切な点検・検査の実施等について、開発事業者を指導していただくよう回答しました。開発業者は林地開発許可基準に基づき、県の指導のもと、土砂災害・水害の防止、安全な水源の確保、環境保全への対策を行うものと考えていますが、広島県においては十分な審査、指導のもと、適切に許可の判断をしていただきたいと考えております。

次に、嵐谷地区の林地開発の現状についてですが、これまで大雨等が降った際に土砂流出が繰り返され、市の道路や水路等に被害が及んでいます。

嵐谷地区の林地開発許可権者である廿日市市からは、開発業者に対し、防災対策工事を指導し、土砂流出対策工事を施工していると聞いています。このような状況を目にするたびに、森林の持つ公益的機能の大切さを改めて認識しております。

現在、嵐谷地区の林地開発計画については、変更許可申請書が廿日市市に提出されると聞いており、今後、改めて廿日市市から変更許可申請に関する意見について本市に照会されることとなります。その際は、本市の意見を伝え、十分な審査をしていただくとともに、開発事業者に対し適切な指導をしていただくようお願いしてまいります。

次に、林地開発が未完成のまま放置される懸念についてですが、今回の谷和地区の林地開発許可申請は、開発事業者が太陽光発電施設の建設を目的として行っているものであり、誓約書も添付されています。誓約書には、太陽光発電施設建設事業を実施するに当たり、事業計画書のとおり施工することはもちろん、工事中及び工事完成後において隣接地等に被害を与えた場合は、その損害に対し補償するとともに、完全に復旧することが明記されています。

また、許可を受けた後は、遅滞なく申請に係る開発行為を実施することも記載されています。本市としましては、この誓約書のとおり、開発事業者には責任を持って対応してもらいたいと考えております。

最後に、開発現場への立ち入り権の要請についてですが、これまでの林地開発申請の状況等を踏まえて、許可権者である広島県において適切に現地調査や指導がなされるものと

考えております。本市として立ち入りが必要な事態が生じたときには、県に同行させていただくなどの申し出をし、地区住民の皆様の不安軽減に努めてまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 追加で答弁ございましたら受け付けますが。11月18日の件は。教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、11月18日の市の職員の現地調査ということでございますが、これは生涯学習課の職員が2名ほどそちらのほうへ出向いております。県の森林審議会の委員の現地調査というのにあわせて、委員の中にオオサンショウウオに関して状況を把握したいとの申し出があったものでございますから、生涯学習課の職員2名がそれに同行したものでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） どうもありがとうございました。

森林法にいろんなことが決めているらしいです。それをチェックして、県ですね、嵐谷地区でいえば廿日市市だったみたいですけども、それが許可を出すらしいですね。とはいいながら、林野庁という役所があって、森林法という法律があって、それを自治事務というらしいですよ、難しい話ですけども。それを各県、基本的には県ですけども、廿日市市の場合は市のほうが権限移譲を受けているということらしいんですね。例えばですね、今回も議会のほうに示された意見ですよ。意見とその回答が出てましたけど、地元の同意というのが出てくるんですけども、地元の同意ってどういう意味かということですよ。結局ですね、災害が起こるとか起こらんとかいうことは私の立場ではよくわかりません。それはしかるべき専門家が判断するんだと思いますけども、まず大原則として、地元の同意、これが何を意味するかということをおね、例えばこれ、岡山県の林野開発の手引きを見るとよくわかるんですけども、大竹市は国土調査がされていませんよね。国土調査がされていないところの場合は、要するに境界線がはっきりしないわけですよ。だから林地の地権者等、ここが境界ですよという同意がない場合は書類を出したことになるわけですよ。

今回の広島県のやつも見たら、官民境界という確認書が出てるんですけども、民境界ということがないんですよ。きのう私、実は県の担当者と電話しました。彼が何を言ったかというたら、申請した人が言ってる境界線があって、それより一定距離ですよ、10メートルかどうか忘れましたが、一定距離、手前までしか開発しないことになっているから大丈夫だというんですけども、そんなへ理屈通用するかって。こちらが決まっていないものですよ、幾ら10メートル引こうが100メートル引こうが違うじゃないかって言ったら、それから黙ってしまいました。それともう1個、大竹市の市民税務課にも私1回行きました。固定資産税を課税してますよね。課税図面はありますか。ありませんよ。登記簿に名前書いているから税金をもらえますよ。でも課税図面はないんですよ。山ってね、今回私勉強してわかったんですけども、国土調査がきちんとしていけばそれで正確なのでしょうね。ただ、山の場合ですね、法務局の公図を見ても何のことかさっぱり

わかりません。広島県の林業課というところがですね、かなり正確らしきものを持っているんですけども、国土地理院のね、等高線の入った地図をもとに境界線を書いてですよね、そこに地番を振っているかなりわかりやすいものですけども、でも地元の方に見せるとたくさん間違っているって、これ違うって言うわけですね。結局、山の場合はね、それこそ隣地者のね、あんたどこ来るよね、そうよねって、これでいいの、わかったって判を押す。これはこっちでもやっていますよ。この辺だってマンション建てようと思えば、隣地者の境界がなければ、確認がなければ許可しないはずですよ。それを取るために不動産屋ってすごい苦労していますからね。だから、境界というのはそういうもんなんです。隣接地権者との境界の合意というのは山口県も示しています。岡山県も示しています。広島県はとんちんかんなことを言ってます。これでもし変なことになったら、当然裁判ですよ。そうしたら太陽光発電施設、令和2年からスタートするって、これは広島の中国経済産業局が言っていましたけど、それとか一定以上稼働しなかったら認定取り消すとか、そういうことがあったらもうできなくなりますから。

今回ね、皆さんから聞いた話じゃなくて、こっちが調べた中にかなり論理的に難しいところが散見されるんですね。そういうこともあってね、とにかく嵐谷地区のことばかり言いたくないですけども、つくるならつくる、だめならしない、それならいいですけども、やってみただけだめやったよねというのは一番最悪の形ですから。

最後に今オオサンショウウオの話がありましたよね。このオオサンショウウオというのが私はよくわかりませんが、あの場所にいるのかいないのか知りません。ですが、あのあたりには生息していますから。だからこれが非常に厄介ですよ。そろそろね、賢明な業者であれば、これはやめとこうって引くべきだと思います。私はある意味ではどちらの立場でもないですけども、やっぱり大竹市の全体のこと考えればですよ、さっきの藤川議員の質問じゃないですけども、大竹市をよくしたい、元気にしたい、いいまちにしたい。私も同じです。大竹市はあっちやったら失敗、自然を壊してぐちゃぐちゃってそんなこと言われたくないですから。やめるときに勇気を持ってやめるというのも大事なことですよね。そういう意味です。さっきの市長の答弁が私からして意に反した御答弁ではなかった。やっぱりやりたいという思いは伝わってきました。ぜひ、このところをね、もちろん大竹市は権限が何かあるわけじゃなくて、県に対して意見を言う、せいぜいそのぐらいの立場だと思います。だからこそ、最初に言いましたけど法律に縛られている立場じゃなくて、さっきの公立・公的病院の再編統合の話なんかもそうですけども、なくしたらいいんと言え立場なわけですからね。今回もあそこはね、総合的に見てあんまりよろしくない、だからやめてくれって言うのは自由だと思うんですけども、そのあたりをもう一回ですね、オオサンショウウオの話も含めて御答弁いただきたいと思います。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） ただいまの境界の関係とか、いろんなお話をお聞きしました。実はその点につきましても、私どものほうからも県のほうには以前確認したことがございます。

まず、境界等につきまして、例えば隣接者の同意は必要でなからうかと確認等もさせて

もらう中で、今、議員さんからお話がありましたように、同じようなお答え。要は自分の土地の中で、なおかつ隣接をしないような状況で事業をするという形で申請が出ています。それをもって、県のほうも申請の内容について検討しておる最中ですよという意向でございました。もし仮に、完璧に隣接者と隣接しているのであれば施工同意というのにも必要になってまいりますというお話もお聞きしております。

実はそう言いながらも、また今回の開発につきましては、谷和地区の方あるいは前飯谷地区の方のほうからですね、いろんな市のほうに対しても、陳情をいただいております。現在、うちとしまして、できる案件といたしましては基本的には許可権者であります広島県に対しまして、この大竹市としての意見というのを繰り返しになりますけど、まずは9月5日にこの申し出をさせていただいております。その中で何点かについて、いろいろ県のほうから開発者、事業者のほうへ、いわゆる今の段階では申請者のほうに対しまして、いろいろな指導等をお願いしますとお答えしております。

また、その結果ですね、先般の総務文教委員政策研究会のほうでもお話させていただきましたが、県のほうから申請者のほうに対して照会をして、その結果についてまた県のほうから市のほうへ通知がまいりました。その内容を踏まえて、再度大竹市として意見を申し上げたい内容について、県のほうに再度意見のほうを返させていただいております。今後、大竹市として県のほうに申し上げました意見に対しまして、いわゆるそれを県のほうから、またその申請者のほうに対しまして照会をかけて、その結果が市のほうにまた返ってこようかと思っております。

大竹市としましては、県に対しましては、今後とも必要に応じましていろんな意見の申し出をしていきたいと考えております。また、市のほうで得られました情報等につきましては、これまでもお話ができる情報等がありましたら、あくまで地元のほうにはこんな話が来ますよという形で、情報提供をさせていただいておりますので、その辺につきましては、また今後ともそういう形でしていければと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） あれですよ、大竹市もある意味では大変な立場だと思います。

よくね、こういう問題であるのはですよ、どこかで何か誰かが物をつくるとして、それに反対するような考えを持っている方が外部から集まって来て、沖縄県みたいにやるケースはよくあるんですけども、そういう場合、大体ね、やるための環境整備というか、その条件ができ上がった後で部外者が来て反対するというケースはよくありますけども、でき上がっていたらもう反対しても、できるじゃないですか。

今回はそういうケースではないように見えるんですよ。まだ足りないことがいっぱいあって、足りないことをやろうと思えば地元の協力が要るんですよ。そういう協力が要る立場でありながら、地元には満足な説明ができてないんですよ。これ3年ぐらい前の会派のときも私やったことがあるような気がしますけども、少し乱暴というか、強引にやったら何とかなるという案件とは全く違う気がします。だから業者の側から見ればね、それを強引にやるという手は1つ一般論としてはあるんですけども、今回強引にやったら、後が大

変なことになるよって、今の私の印象ではそう感じるんですよ。そこにオオサンショウウオという話が出たわけですよ。これもね、いたら上流に避難させるとかいう話でした。私は詳しくありませんけどもね、それこそいろんな意味で大竹市を変なイメージにしないようにやっていただきたいと思います。

大竹市が許可権者ではないので、余りここで理屈を言ってもしょうがないような気もするんですけども、最後にね、思いを述べて質問を終わりたいと思いますけども、最近の話で日本のCO<sub>2</sub>が減ったという話がありましたね、最近のニュースで。理由は原発が多少稼働し始めたからだということでした。私は原発あるものは使えという論者ですけども、森林の能力は問わないんですよ。だから森林の能力が上がった、下がったという支障はありませんから、森林を壊して太陽光発電をしてもですよ、太陽光発電分だけは何かいよいよにカウントされるのかもしれませんが、やはり森林は大事にしてほしい、そう思います。森林を大規模に破壊して太陽光をつくるというのはね、日本中にいっぱいありますけども、どれも含めて余りいいことではないと思います。

それから今回の業者ですけども、実際いつ認定を受けたものか私にはわかりませんが、当初のキロワット40円であれば、今14円ですから、今つくるのに比べたら約2.8倍も高い電気代なんですよ。それが消費者にオンされるわけですから、そういう意味で社会的に意味が余りないんですよ。だから、そういうソーラーパネルなんかはやめてほしい。ソーラーパネルとかすごく安くなっていますから。だからそういう中でね、今ごろやってもうけようというのは、私は業者として余り感心しません。

それとさっきの土地の話もそうです。この町なかのかなり正確な公図とかある中でも、いざ何かするときには必ず立会ってあるじゃないですか。それ見て、山でそれこそ何にもないんですよ。わからない、そういうところでですよ、片方の人が主張する線よりかは一定引いたらいいというのはね、全然理解が対立する人の意見が入っていないわけですから客観性が何もないわけですよ。ほかの県がそれをやっているときに、広島県だけそんなへ理屈みたいなことを言って通るはずはないので、それはそれでやめてほしい。ちゃんとやってほしいと思います。

嵐谷地区ですけどね、あれもなかなか大変だろうと思いますが、あれをまさか大竹市の職員さんたちが失敗すると思って懸念して、でも意見はないと言ったのではないような気がするんですよ。それはちゃんとやるんじゃないけん、わしらようわからんけど業者がこんだけやって、廿日市市やら広島県やらがいけんと言わんのやったら、多分ええがやるんじゃないやねって思ったら、あのていたら良かった。というのが結論だと思うんですけどもね。そういうことがまた大竹市の中で起こらないようお願いいたします。

最後にですね、林野庁の太陽光発電に係る林地開発許可基準のあり方に関する検討会報告書というのを最近見つけたんですけども、そこには発電事業が終わった後の原状回復についての懸念にも触れています。確かに山の中の事業ですから、あの後どうなるのか、意外に何十年ももつのもかもしれませんし、ひょっとしたら予定どおり20年でだめになるかもしれません。わかりませんが、でもやっぱり大事な山ですし、水源の涵養でしたかね、大竹市の水は弥栄ダムを通過して広島方面に行っているのが20万人以上いるのかな。県の水

道課がそんなん言ってました。もちろん山口県の柳井市のほうにも行ってますから、そう考えたらべらぼうな水源ですよ。その水の源を管理するというかな、それにかかわる市としてですよ、やっぱり変なことになってほしくないと思います。そういうことを厳しい目で、県の許可したりすることをチェックするようにお願いして、質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（細川雅子） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、12月4日の本会議に一般質問を継続いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって12月4日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。あす12月4日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

15時56分 延会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月3日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員 和田 芳弘

大竹市議会議員 網谷 芳孝